

第四十四章 法人所得税不當課税問題

株式會社の増資株式公募による額面超過額を利益と見做し所得税を賦課したることを不當なりとし、京王電氣軌道株式會社は東京稅務監督局に審査請求書を提出したるも、此の事既に行政裁判所の判決もあり、不合理なる稅務當局者の見解容易に改まるべくもあらざれば、多數株式會社保護の爲當局者の見解及行政裁判所の判例の撤廢さるゝ様配慮を煩したしとの依頼を、同社より大正十五年五月十三日付當俱樂部に寄せ來つたので、六月十二日の理事會に附議の結果、本件は工業上にも影響尠なからざる問題なるを以つて、特に左記諸氏に委員を委嘱し調査審議することとなつた。

井上辰九郎 井上篤太郎 井坂孝 男爵中島久萬吉  
植村澄三郎 矢野恒太 結城豊太郎 三好重道  
宮島清次郎 正田貞一郎

斯くて委員長に井上辰九郎氏を推し、法學博士松本丞治氏、稅務懇談會幹事  
中村繼男氏の意見を聴き、協議の結果本委員會の調査事項は額面超過金課税

問題のみに限局せず、弘く現行所得税法中不當と認むべき左記事項に付きて  
も併せて對策を考究することとした。

- 一、減資差益を利益として之に課税するの件
- 二、法人の前事業年度よりの繰越損金は其期の所得計算上損金として算入  
せざるの件

斯くて數回の委員會を重ね慎重審議の結果確定案を得たるを以つて十月  
十二日委員長より理事會に報告し、理事會に於ては本意見を承認すると同時に  
本件に付ては其の性質上他團體とも連絡を圖る必要を認め、日本經濟聯盟  
會及東京商業會議所に移牒して賛同を求むることとした。而して日本經濟  
聯盟會は直に賛同の旨申越ありたるを以つて、不取敢十一月十九日連名を以  
つて左の意見書を大藏大臣宛に提出した。

法人所得税算定方法ニ關スル意見書

先般政府ニ於テ所得税ヲ首メ各稅ヲ通シテ稅制ヲ整理セラレ特ニ租稅ト産業及社會  
政策トノ調和ニ付深甚ナル注意ヲ拂ハレタルハ本懐トスル所ニ有之候然ルニ尙稅法

ノ施行上法人ノ所得計算方法ニ關スル解釋及徵稅取扱法ニ付テハ往々財界ノ實狀ニ適合セス且又立法ノ精神ニモ副ハサルヤト認メラル、モノアルハ遺憾ニ堪ヘサル所ニ有之左ニ卑見ヲ具シ陳情仕候間何卒特別ノ御詮議被成下度此段奉願上候  
大正十五年十一月十九日

日本經濟聯盟會

當番常務理事 土方久徵

社團 日本工業俱樂部

理事長 團 琢 磨

大藏大臣 片岡直溫殿

法人所得稅算定方法ニ關スル意見書

會社カ所得稅法中法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ルノ條文ニ據リ課稅セラル、ニ當リ從來(一)株式ノ額面超過額(二)無償減資額及(三)繰越缺損補填額ハ何レモ利益金ト解セラレ從テ所得稅ヲ課セラレ居ルモ此種ノ金額ハ其實質上利益金ト認メ難キヲ以テ所得稅ヲ賦課セラルヘキモノニ非スト信ス以

下各項ニ就キ事由ヲ列敘シ考慮ヲ仰カントス

第一 株式ノ額面超過額ハ法人所得中ノ益金ト認ム

ヘカラサルコト

理由從來株式ノ額面超過金額ハ會社ノ利益金ナリトシテ法人所得稅ヲ賦課スヘキモノトナサレタルカ法文ノ解釋ヨリスルモ又經濟上ヨリ見ルモ將來學說上ニテモ此種ノ課稅ハ妥當ナリト認メ難キモノアリ其理由左ノ如シ

(一)先ツ法文ノ解釋上ヨリ考フルニ元來法人所得ニ付テハ所得稅法第四條ニ單ニ「法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル」トアルノミニシテ特ニ其總益金及總損金ノ意義ヲ明確ナラシムルノ規定アルヲ見サレトモ凡ソ總益金トハ其文字自體ノ示スカ如ク會社カ各事業年度ニ於テ取得シタル利益金ヲ意味スルモノニ外ナク總收入金ト同一ノモノニ非サルヤ疑ヲ容レスサレハ總益金中ニ利益金ナラサルモノヲ包含セシムルヲ得サルト共ニ所得ニ之ヲ算入セシムヘカラサルコトハ明瞭ナリトス而シテ株式額面超過金ニ至リテハ即チ此ノ利益金ノ性質ヲ有スルモノニ非サルコト以下述フル所ヲ以テ明ナリト信ス

(イ)株式會社ハ株式ノ名稱ヲ以テセハ箇々ノ資本ノ集積ニ依ル企業ノ一形式ニシテ其資本運用ノ結果利益ヲ生スルコトヲ目的トス而シテ株式ノ額面超過額ナルモノハ

會社創立ノ場合タルト増資ノ場合タルト問ハス株式金額ト同様株式引受人ノ出資ニ係リ株式自身ト等シク後日ニ於テ利益ノ生ムヘキ基本タル金額即チ資本ノ性質ヲ有スルモノニシテ營利的活動ニ因リテ生シタル利益其者ニ非ス換言セハ此種超過額ナルモノハ元本ニシテ果實ニ非ス從テ所得稅ノ賦課ヲ受クヘカラサルモノトス

(ロ)更ニ法文ノ上ヨリ之ヲ見ルニ株式額面超過額ニ付キ我商法カ株式申込人ヲシテ株式申込證ニ引受價額ヲ記載シテ株式ノ申込ヲ爲シタルニ因リ其拂込ノ義務ヲ負ハシメ(商法第一二六條第三項同第一二七條同第二一九條)又額面超過額ノ拂込ハ其株式ノ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ爲サシムルヲ要シ(商法第一二九條同第二一九條)又其拂込ヲ爲サ、ル引受人ヲ失權セシムルコトヲ得ルモノトナシタル(商法第一二九條同第一三〇條)同第二一九條)カ如キハ法律カ株式額面超過額ヲ以テ株式其者ト同一視スルモノタルコトヲ證スルニ足ルヘク畢竟出資金タル其性質ヲ認メタルモノト云ハサルヘカラス

(二)次ニ會社ノ損益計算書ニ付キ一言センニ所得稅法第四條第一項ニ所謂「各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額」トハ各營業年度ノ損益計算書ニ掲ケラルヘキ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ヲ意味シ從テ各營業年度ノ貸借對照表ニ於ケル

負債ノ部ノ最後ニ掲ケラル、利益ヲ意味スルヤ疑ナシ然ルニ株式額面超過金ハ之ヲ法定準備金ニ組入ル、ヲ原則トシ法定準備積立金ハ貸借對照表上生スル損失ヲ補填スル爲ノミニ之ヲ使用スルヲ得ヘク配當及賞與等ニ充當處分サレ得ヘカラサルモノナルカ故ニ普通ノ利益金ト同性質ノモノニ非ス換言セハ此ノ組入超過額ハ貸借對照表中法定準備金ナル一ノ控除課目トシテ債務及資本金ト共ニ負債ノ部ニ掲ケラレ依テ以テ利益ヲ算出スルノ用ヲ爲スモノニシテ其レ自身利益ニ非サルコト疑ナキモノナリ

(三)前述シタル如ク額面超過金ハ法律上資本ノ性質ヲ有シ營利的活動ニ因リテ生シタル利益ニ非ストノ見解ヲ以テ妥當ナリト信スルカ更ニ經濟上ノ利害關係ニ至リテハ等閑ニ附スヘカラサルモノアリ此種ノ課稅カ會社ノ經營乃至財界一般ニ及ホスヘキ影響ハ決シテ尠ナリトセス蓋シ額面超過額ヲ以テ株式ヲ募集スルカ如キ會社ニ在リテハ何レモ從來相當高率ノ配當ヲ爲シ又將來ニ於テモ之ヲ繼續シ得ルノ見込アル會社ナルヘキヲ以テ其株式募集ニ因リテ得ル額面超過金額ハ僅少ニ非サルヘク從テ之ニ對スル稅額モ亦多額ニ上ルヘキコトハ想像スルニ難カラス而カモ商法第一九四條第二項ニ依レハ會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ額面超過額ハ法定準備金トシテ積立ツルコトヲ要シ絕對ニ之ヲ株主ニ配當スルヲ得サルヲ以テ額面超過額ニ對ス

ル課税金支拂ノ爲メ勢ヒ從來ノ配當率ハ之ヲ維持スルコト能ハサルニ至ルヘク殊ニ超過所得稅ヲ課セラル、場合ニハ會社ノ不利一層著シキモノアルヲ免レス然ルニ從來ノ配當率ヲ輕減スルコトハ何レノ會社ニ取リテモ甚タ苦痛トスル所ナルヲ以テ已ムヲ得ス假拂金等ノ名義ヲ以テ一時納稅ヲ爲シ之ヲ數年ニ亘リテ順次償却スルノ方法ヲ採ルニ至リ結局額面超過金ニ對スル課稅ハ會社ヲ誘ヒ虛偽的計算ヲ爲サシムルカ如キ不祥ナル事象ヲ生スルニ至ルヘク立法ノ精神ニ背馳スルノ結果ヲ來スヘキナリ

(四)以上縷述シタル如ク法律上及經濟上ヨリ見テ株式額面超過額ノ課稅ハ不穩當ナリト認メ得ルカ更ニ内外ノ學說及諸外國ノ判例ニ徵スルニ株式額面超過金ニ對シ課稅スヘカラストナスモノ多キニ居リ就中普國高等裁判所ノ如キハ千九百二年六月二十五日ノ聯合判決ヲ以テ從來ノ判例ヲ變更シテ通說ニ從ヒタル等ノ事例アルニ鑑ミルモ株式ノ額面超過金ニ對スル解釋ハ變更セラル、様切望セサルヲ得サルナリ

第二 會社ノ無償減資額ハ法人所得中ノ益金ト認ム

ヘカラサルコト

理由、會社ガ無償ニテ消却シタル資本減少額ハ從來利益金ニ非スト解セラレタルカ大正九年ニ右解釋ハ突如變更セラレ爾來利益金ナリトセラレ今日ニ及ヘリ而シテ之ヲ利

益金ナリト解セラレタル根據ハ要スルニ會社カ拂込資本金ヲ無償ニテ減少スルトキハ其減少額ニ相當スル資産ハ株主ヨリ無償ニテ提供ヲ受ケタルニ等シキヲ以テ之ヲ利益ト看做スヘキモノナリト云フニ在ルカ如シ

然レトモ會社ハ斯ル無償減資ニ依リ毫モ積極的ニ資産ノ受入ヲ爲スニ非ス只單ニ簿記法上資本金額ヲ負債ノ部ニ計上スルカ爲ニ資本金額ノ減少ハ恰モ現實ノ負債ノ減少ト同様ノ結果ヲ示シ事實上會社ノ資産ニハ増減ナキニ拘ラス資産ノ部トノ對照上茲ニ一見利益ノ如キ整理上ノ差額ヲ見ルニ至ルモ之カ爲メ何等會社ノ資産ニ増加ヲ生スルモノニ非ス元來無償減資ハ會社ノ缺損多大ニシテ營業上ノ收益ヲ以テ其缺損ヲ補填スルコト能ハス萬策盡キタル場合ニ最後ノ手段トシテ行ハル、モノナリ換言セハ無償減資ノ場合ニ於テ其減資額ニ相當スル會社ノ財産ハ減資ニ先立チ既ニ失ハレ居リ其失ハレタル財産ニ相當スル資本額ヲ貸借對照表上ヨリ消滅セシメンカ爲メノ手段トシテ行ハル、モノニ外ナラス從テ無償減資ハ株主ヨリ財産ノ無償提供ヲ受ケ之ヲ以テ缺損補填又ハ其他ノ使途ニ充當セントスルニ非ス然ルニ此無償減資ヲ以テ恰モ重役其他ノ寄附金等ニ依リテ缺損額ヲ補填シタル場合ト同様ニ看做シ之ヲ利益ナリトナスカ如キハ資本減少ノ法律上並ニ經濟上ノ性質ヲ誤解セルモノニ非サルナキカ約言セハ無償減資額ハ株主カ拂込ミタル資本ノ減失額ニシテ之ヲ會社ヨリ見

ルモ亦株主ヨリ見ルモ結局恢復セラレサル損失ニ外ナラサルニ拘ラス之ヲ益金ナリト解セラル、カ如キハ資本減少ノ實體ヲ無視スルノ嫌ナキヲ得サルナリ更ニ財界ノ實狀ヨリ考察スルモ斯ル無償減資ハ内容ノ整理ヲ要スル會社カ其整理上採用スル非常手段ナルヲ以テ此等擔稅力皆無ナル會社ニ對シ其無償減資額ヲ利益トシテ所得稅ヲ課スルカ如キハ租稅ノ公正適實ヲ期スル所以ニ非サルノミナラス財界ノ整理乃至好轉ヲ阻止スルノ結果ヲ生スルモノタルヤ疑ナキカ故ニ減資額ニ關スル解釋ヲ變更シ所得稅免除ノ舉ニ出テラレン事ヲ切望スルモノナリ

第三 繰越缺損ノ補填額ハ其年度ノ損失金ニ算入ス

ヘキコト

理由、會社カ或事業年度ノ利益金ヲ以テ繰越缺損ノ補填ヲ爲シタル場合ニ其ノ補填ニ充テタル金額ハ從來之ヲ其年度ノ損失金ト看做サレタルモノナルカ本年三月勅令ヲ以テ該補填金ハ之ヲ損失金ト認メラレサルニ至リタリ理由ハ惟フニ個人ニ在リテハ其所得計算上繰越缺損ヲ認メサルニ拘ラス法人ニ限り之ヲ認ムルハ彼此ノ權衡ヲ失シ且ツ所得稅法第四條ノ規定ニ依レハ法人ノ普通所得ハ其事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ルトアルモ前期以前ノ繰越缺損金ノ補填ハ其事業年度ノ損金ニ非サルカ故ニ之ヲ損金トナスヘキ限リニ非ストノ見解ニ基ケルモノナルカ如シ

然レトモ元來法人ト個人トハ所得ノ計算方法ニ於テ其ノ根本方針ヲ異ニスルモノニシテ個人ハ營業上ノ收入ヨリ其ノ收入ヲ得ルニ必要ナル事業經營上ノ費用ニ限り之ヲ控除スルニ過キサレモ法人ニ在リテハ一切ノ損金ヲ控除スルモノトナスカ故ニ法人ノ所得計算ニ當リ繰越缺損ノ補填額ヲ損失金トシテ計算スルモ必スシモ法人ト個人トノ權衡ヲ失スルモノニ非ス又我商法ニ於テハ會社ハ損失ノ補填ヲ爲シタル後ニ非サレハ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得スト規定シ法人ノ損益計算ニ當リテハ先ツ缺損ヲ補填スヘキコトヲ命スルモノナルニ依リテ之ヲ見ルモ繰越缺損金ハ之ヲ補填シタル年度ノ損失金トシテ計算スヘキモノト云ハサルヘカラス然ルニ之ヲ以テ其ノ補填シタル年度ノ損失金ニ非スト解スルカ如キハ首肯シ得ヘカラサル所ナリ

法人ニ關スル所得稅施行セラレテ以來既ニ年久シキニ互リ繰越缺損ノ補填額ハ終始一貫其事業年度ノ總損金ニ算入セラレテ渝ルコトナク法人所得ニ關スル一ノ不文法ヲ形成シ來リタルモノナリ然ルニ過般ノ稅法改正ニ際シ當該法條ニ對シテハ何等ノ變更ヲ加ヘラレタル所ナキニ拘ラス本年三月末改正法律公布セラレタル後ニ至リ單ナル勅令ノ規定ヲ以テ從來ノ不文法トシテ認メラレタル法人所得ノ意義ヲ變更シ繰越缺損ノ補填ヲ其ノ事業年度ノ損失金ニ算入セサルコト、ナシ事實上ニ於テ法人所得ニ對スル租稅ノ負擔ヲ加重セラレタルハ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ

現今我國ニ於ケル財界ノ現狀ヲ顧ルニ年來引續ク不況ノ爲メ漸クニシテ收支相償フカ然ラサレハ多大ノ缺損ヲ擁スルモノ未タ決シテ勘シトセス特ニ京濱地方ニ於ケル多數ノ會社ニ在リテハ往年ノ大震災ニ因ル創痍未ダ癒エス一般財界ノ不況ト相俟テ其ノ産業的復興ハ前途尙ホ遠遠ナルモノアリ此秋ニ當リ此等ノ會社カ僅ニ其ノ恢復ノ途ニ就カントシテ辛クモ幾何ノ利益ヲ擧ケ之ヲ以テ創痍ノ補填ニ充當セントスルニ際シ過重ノ負擔ヲ命セラル、ハ克ク堪ユル所ニアラス況ンヤ繰越缺損金ハ之ヲ資本金ヨリ控除セラル、ノ結果超過所得トシテ高率課稅ヲ爲サル、コトアルニ於テオヤ斯クテ負擔過重ナルトキハ缺損ヲ隱蔽シテ虚偽ノ決算ヲ作成スルカ如キ說法的思想ヲ誘致シ納稅道德ノ頹廢ヲ來タスナキヲ保セサルナリ

以上株式額面超過額無償減資額及繰越缺損補填額ノ三項ニ亙リ所得稅法施行上ニ於ケル解釋ニ就キ卑見ヲ列敘シタルカ此等諸項ニ關スル所得稅免除ノコトハ必スシモ立法手段ニ依ルノ必要ナク繰越缺損ニ關スル勅令ヲ改正シ取扱方ヲ復舊セシムルコト以外ハ單ニ解釋ノ變更ヲ明カナラシムルヲ以テ足ルヘキモノト信スルカ故ニ特ニ適應ノ措置ヲ執ラレンコトヲ切望スルモノナリ

#### 第四十五章 健康保險法制度改善意見

健康保險法ノ實施に伴ひ幾多の問題を生じつゝあるより、當俱樂部勞働法調査委員會として是が對策を講究するの必要あるべしとのこと昭和二年二月十四日の委員會に於て意見一致し、先づ委員の關係せる各社の事務擔當員の參集を求め基礎調査を依頼することとなり、二十二社の實務擔當員より成れる健康保險法實施協議會は、其の第一回協議會に於て中島事務理事及宮島理事出席の上協議の結果『各健康保險組合に於ては目下來期豫算の編成期切迫しつゝあるに當り此際醫師會の診療報酬協定問題は緊急の重要問題なるを以て、社會局當局の出席を求め懇談すること』となり、社會局湯澤保險部長、古瀬醫療課長出席、擔當者諸氏との質疑應答を重ねた。此の間健康保險實施協議會の名を以つて東京府下の各保險組合に對し、本法實施後の影響に關し照會を發し、又た日本醫師會より北島理事長、内ヶ崎書記長の出席を求め懇談する所あり、爾來數回審議を重ね、委員長より特別委員十名を指名し、更に小

委員を擧げ、結局五月十六日成案を決定し、俱樂部勞働問題調査委員會に於ては協議會の成案を議題として審議したるに、委員中本法の根本的修正を力説する者尠なからざりしを以つて、協議會案とは別途に勞働委員會としての修正案を審議することゝなつた。

猶ほ委員會の參考に資する爲健康保險實施後に於ける傷病及休業數の實情を調査することゝし、委員長名を以つて全國約三百の健康保險組合に對し調査票を發送し、實施前後に於ける傷病及休業數の記入を求むることゝした。越へて六月十五日社會局長官より健康保險制度の運用に關し、實施後の狀況に基き改善を要すと認むべき事項に關し諮問ありたるを以つて、委員會に於て意見の交換を試みた。然るに一方社會局召集の勞働保險調査會に於ける改正審議も著々進行の模様なりしを以つて、取急ぎ當俱樂部の意見決定の必要を認め、七月二十五日の委員會に於ては委員長より勞働保險調査委員會の審議狀況報告の上慎重審議の結果左記の通り改正意見を決定し、即日理事長名を以つて社會局長官に對し答申すると同時に内閣總理大臣、内務大臣及

商工大臣へも陳情の手續を執つた。尙ほ全國約三百の健康保險組合に發した照會に對し、各組合より回答を寄せられたる計數は當俱樂部調査課に於て集計の上、答申陳情と同時に之を當局の參考に供した。

#### 健康保險制度改善ニ關スル答申書

六月十五日附御諮問ニ係ル健康保險制度ニ關スル件ニ付テハ當俱樂部勞働法調査委員會ニ於テ調査審議致シ候結果別紙ノ意見ヲ決議致候何卒希望ノ趣旨御採納被下度此段答申仕候也

追テ別紙添付ノ統計ハ當俱樂部ニ於テ審議ノ參考ニ資スル爲メ調査候モノニ付キ御參考迄ニ供高覽候

昭和二年七月二十五日

社團 日本工業俱樂部  
法人

理事長 工學博士 團 琢 磨

社會局長官 長 岡 隆 一 郎 殿

#### 健康保險法ニ關スル陳情書

健康保險法ノ改善ニ關シ過般社會局長官ヨリ御諮問相成候ヲ機トシ當俱樂部勞働

法調査委員會ニ於テ慎重審議仕候結果今回別紙ノ通りノ意見ヲ決議仕候何卒希望ノ趣旨ノ採納セララル様御高配蒙リ度此段陳情仕候也

追テ別添統計書ハ當俱樂部ニ於テ審議ノ參考ニ資スル爲メ調査候モノニ付御參考迄ニ高覽ニ供シ候

昭和二年七月二十五日

社團日本工業俱樂部  
法人

理事長 工學博士 團 琢 磨

總理大臣 男爵 田 中 義 一殿

內務大臣 鈴木喜三郎殿 各通

商工大臣 中橋徳五郎殿

健康保險法ニ關スル意見

健康保險法ハ其ノ施行後漸ク半歳ニ過キササルニ早クモ餘弊簇出シ傷病者ト稱スル者劇増シ之カ爲工場及鑛山ニ於ケル作業能率著シク低下セルノミナラス勞働者モ亦保險加入ヲ強制セラルルヲ喜ハサル者アリ加之療養ノ増加ハ延テ經費ノ膨脹ヲ來シ保險者ノ財政安定ヲ脅カサレントシツ、アルハ洵ニ深憂ニ堪ヘサル所ナリ斯ノ如キ

ハ要スルニ立法ニ際シ深ク本邦産業關係ノ實情ヲ顧ミス又勞働者ノ眞ニ欲求スル所ヲ究メサリシニ歸セサルヘカラス。

業務上ノ負傷疾病ニ對シテハ工場法施行令並鑛夫勞役扶助規則ニ基キ業務外ノ負傷疾病ニ關シテハ工場鑛山等ニ於ケル共濟組合制度其ノ他ノ方法ニ委ネ以テ勞働者ノ傷病救済及健康増進ニカムルヲ適當ナリト認ムルカ故ニ寧ロ本法ノ廢止ヲ希望スト雖法律施行ノ日尙淺ク今直ニ制度ノ根本的變革ヲ爲ストラ難シトスル事情存スヘキヲ以テ政府ハ既往ノ實蹟ニ鑑ミ此際少クトモ左ノ數項ニ關シ本法ノ改正ヲ爲シ以テ産業ノ健全ナル發達ニ支障ヲ來スカ如キ弊竇ノ生スルナカラシムコトニ付慎重ノ考慮アラムコトヲ切望ス。

一、共濟組合ヲ公認スルノ方法ニ依リ之ニ加入セルモノニ對シテハ本法ノ適用ニ付別段ノ規定ヲ設クルコト

二、職員ヲ強制被保險者ノ範圍ヨリ除外スルコト

三、私傷病ニ對スル手當金ハ傷病ノ期間並ニ傷病者ノ事情ニ應シテ其ノ率ニ差等ヲ設ケ法律中ニハ其ノ最高又ハ最低ノ限度ヲ規定スルニ止メ給付ノ率ハ各保險署及保險組合毎ニ地方又ハ事業所内ノ實情ニ從ヒ之ヲ定メシムルコト尙ホ待期ヲ相當延長スルコト



- 四、同盟罷業ニ際シ私傷病ニ托シテ休業シ手當金ノ支給ヲ受ケムトスル弊害ヲ防止スルノ方法ヲ設クルコト
- 五、醫療制度ノ改善ヲ爲スコト
- 六、本法ノ實施ニ關スル諸般ノ手續ヲ簡易ナラシムルコト

## 第四十六章 工場法其他労働法規に關する意見

十一月二十四日より開會せられたる社會局參與會議に對し、工場法中改正法案、労働者扶助法案及健康保険法改正法案を諮問せられた。

右三法案の中健康保険法改正法案は前章に述べた経緯により大體に於て曩に當俱樂部より提出したる意見を採用したる跡あるも、工場法中改正法案は常時職工十人未滿を使用する小工場に對しても工場法に依る就業時間、休日及休憩に關する規定の適用を擴張せんとする立法であり、労働者扶助法案は新に土木、建築、鐵道軌道運送、荷物積卸等の事業に於て労働者の業務上の疾病、負傷、死亡等に對し、事業主に扶助義務を命せんとする立法であり、孰れも工業に及ぼす關係尠なからざるものあるを認め、労働法調査委員會に於て調査することとなり、本法案に直接關係ある左記當業者の出席を求めた。

横河 工務所 横河 民輔 大倉土木株式會社 横山 信毅  
清水 組 清水 釘吉 大林 組 大林 義雄

京王電氣軌道株式會社 井上篤太郎 京成電氣軌道株式會社 本多貞次郎  
 内國通運株式會社 中野金次郎 國際通運株式會社 岩倉具光  
 東神倉庫株式會社 高崎 鑒 三菱倉庫株式會社 三橋信三

斯くて十一月二十八日第一回委員會を開き、内藤委員長より右法案に關し説明を試みたる後種々意見を交換し、次回に於て社會局労働部長河原田稼吉、勞政課長北原安衛兩氏の説明を聴取し、第三回委員會に於て協議の結果労働者扶助法案、工場法中改正法案に付いては不備缺陷尠ならず更に慎重調査の上改案の要あるべしとのことに意見一致し、不取敢此の主旨の意見書を當局に提出することとし、委員長の手許に於て起草したる左の稟申書を理事長の名を以て十二月十五日内閣總理、内務大臣並に社會局長官宛に提出した。

工場法改正案及労働者扶助法案ニ關スル稟申書

今回内務省社會局立案ニ係ル労働者扶助法要綱及工場法中改正法律案ハ本邦工業ニ重要ナル關係ヲ有スル法案ニ有之候ニ付キ當俱樂部ニ於テモ労働法調査委員會ニ於テ過般來關係當業者ノ意見ヲ徵シ慎重審議仕リ候結果別紙ノ通り意見決定候ニ付キ茲許稟申仕候何卒其ノ趣旨ノ御採納セラル、様御配慮被成下度謹テ奉煩清鑒候也

昭和二年十二月十五日

社団法人 日本工業俱樂部

理事長 團 琢 磨

工場法中改正法律案ニ關スル意見

今回社會局立案ニ係ル工場法中改正法律案ハ、原動力ヲ使用スル工場ニ對シテハ常時職工十人未滿ヲ使用スルモノニ付テモ職工ノ就業時間、休日及休憩ニ關スル工場法ノ規定ヲ適用セムトスル趣旨ナルモ、之ニ該當スル工場ノ多クハ未タ所謂家内工業ノ域ヲ脱セサルモノニシテ工業ノ種類、地方ノ状況、氣候等ニ依リ各特殊ノ事情存スヘク之ニ對シ今邊ニ法ヲ以テ就業時間、休日及休憩等ヲ規律セムトセハ、是等ノ小工業ハ經營難ニ陥リ維持シ難キニ至ルヘク、延テハ却テ是等ノ工場ニ從事スル職工ノ職ヲ失ハシムル虞ナシトセサルヘシ。

若シ是等ノ小工場ニ於テ労働者酷使ノ弊アリテ、其ノ衛生福利ニ實害ヲ及ホス懸念アリトセハ、寧ろ監督官廳ノ指導ニ依リ或ハ同業組合等ノ自治的活動ニ依リ漸次改善ニ嚮ハシムルヲ可トスヘシ、惟フニ工業ノ大規模化スルハ産業ノ經營ヲ合理的ナラシムル一方法トシテ喜フヘキコトハ勿論ナリト雖、本邦ノ實情ヨリ視レヘ、之ト並テ又ハ其ノ補助作業機關トシテ小工業ヲ保護スルノ必要亦之ニ讓ラサルモノアリ殊ニ徒ニ

労働者ノ都會ニ集中スルヲ阻止シ、地方農村ノ工業化ヲ圖ル上ニ於テ殊ニ然リトス、斯ノ如キ秋ニ當リ苟モ其ノ維持經營ニ重大ナル關係ヲ及ホス如キ制度ヲ設クルニ付テハ特ニ慎重ナル考慮ヲ拂ハレムコトヲ切望シテ止マヌ。

労働者扶助法案要綱ニ對スル意見

業務上ノ災害ニ對スル労働者ノ扶助制度ヲ工場ノ職工及鑛山ノ鑛夫以外ニ均霑セシメムトスルハ、労働者ノ待遇ヲ公平ニシ、災害ノ防止ヲ期スル上ニ於テ適當ナル施設ニシテ、其ノ根本ノ精神ニ付テハ贊意ヲ表スルニ吝ナルモノニ非ス、然シナカラ、這回社會局ノ立案ニ依ル労働者扶助法案要綱ノ内容ヲ審査スルニ、趣意ノ妥當ヲ缺キ規定ノ不備ト認ムヘキ所及調査研究ノ悉サ、ルアリト思料セラル、事項尠カラス、今其ノ主要ナルモノヲ擧クレハ

一、労働者扶助ノ義務ハ事業ノ全部又ハ一部カ數次ノ請負ニ依リ爲サル、場合ニ在リテハ先ツ之ヲ第一次ノ請負者ニ負ハシメ、其ノ扶助義務者ト第二次以下ノ請負者トノ關係ハ舉テ之ヲ當事者ノ契約ニ委セムトスル趣旨ノ如キモ、之ヲ土木、建築、運送等ノ事業ノ實情ニ鑑ルニ、第一次ノ請負者ハ直接労働者ノ雇傭契約ノ當事者ニ非スシテ而モ労働者ノ使役監督ニハ何等關與セサルヲ通例トス、然ルニ拘ラス直ニ之ニ重大ナル扶助ノ義務ヲ負擔セシムルハ其ノ理由ニ乏シキノミナラス、労働者ニ負傷、疾

病、死亡等ノ事故アリタル場合ニ當リテハ、其者ヲ實際使傭スル者ニハ直ニ原因ノ真相ヲ知悉シ得ル途アラムモ、労働者ノ使役ニ關與セサル第一次請負者ニ於テハ、事故カ果シテ自家ノ請負事業ニ關係シテ發生シタルモノナリヤ否ヤヲ辨別スルコト困難ナルヘク、殊ニ作業カ遠隔僻陬ノ地ニ於テ施行セラル、場合ニ於テ然リトス、若シ夫レ貨物ノ積卸又ハ運送作業ニ於ケル如ク、作業場又ハ運搬具ヲ同シウシテ、同一ノ労働者ノ手ニ依リ請負關係ヲ異ニスル多數ノ貨物カ取扱ハル、場合ノ如キニ至リテハ、事故アリタル際其ノ原因ヲ貨物ノ請負ノ種別次數ニ依リ區別シテ扶助責任ノ歸屬ヲ明ニスル如キハ事實上不可能ノ場合多カルヘシ、從テ斯ノ如キ事件ニ付テハ多數ノ關係者ニ種々困難ナル問題ヲ惹起シ、責任ノ限界分明ナラサルニ乘シ相互ニ責任ノ回避、轉嫁行ハレ、扶助ノ遷延アルハ勿論、徒ニ事業界ニ紛糾ヲ繁多ナラシムヘク、猶若シ此ノ場合ニ第一次請負人トシテ全國ニ亘ル貨物ノ取扱運送ヲ總括的ニ請負フ者、偶々當該貨物ニ關係シ得ル際ニハ、尤大ナル責任ハ總テ其ノ請負人ノ負擔ニ終ルカ如キ不條理ナル結果ヲ見ルナキヲ保セス。

加之扶助責任ヲ第一次請負者ニ負ハシムルノ結果ハ、直接労働者ヲ使役スル第二次請負以下ノ事業者ノ責任觀念ヲ輕カラシメ、危害防止ニ注意ヲ拂フ念慮ヲ稀薄ナラシムルニ至ルヘク、延テハ多年馴致セラレ來リタル現業者上下ノ間ノ和協團樂服

從愛撫ノ美俗ヲ紊リ、從業者統制ノ弛緩ヲ來ス虞ナシトセサルヘシ。

二、本法ヲ適用スベキ事業ノ範圍ニ關シテハ、本案ニ列舉セルモノ以外ニ在リテモ、尙之ニ列舉セラレタル事業ト關聯シテ行ハル、ヲ常トシ、之ト差別ヲ設クルノ不適當ニシテ且扶助ヲ必要トスル程度ニ付テモ亦之ニ讓ラサル業務ナキニアラサルヘク、若シ夫レ等連絡アル作業ニ從事スル労働者ノ保護ニ權衡ヲ失スルコトアラハ、之カ爲却テ一部労働者ニ怨嗟ノ聲ヲ生シ、作業ノ圓滑ヲ保ツ能ハサルニ至ルヘシ。

三、土木建築、貨物ノ取扱及運送等ノ事業ニ於テハ常備ノ職工又ハ鑛夫ヲ主トシテ使用スル工場又ハ鑛山ノ事業ト異リ、労働者中ニハ日々異ナル作業場ヲ轉々移動シテ從業スル者多キヲ占メ、殊ニ貨物ノ取扱及運送ノ業務ニ在リテハ雇傭ノ關係重複シテ單純ナラス、從テ其ノ災害ニ對スル扶助ノ全責任ヲ一事業主ニ歸セシムルハ過重ナル負擔ヲ之ニ強ユル嫌アルノミナラス、作業ノ場所ニ依リテハ監督ノ途ナキ場合多キニ因リ、業界不況ニシテ失業ノ懸念アル時期ニ於テハ、或ハ故意ニ傷病ヲ構ヘ又ハ業務上ノ原因ニ名ヲ藉リテ扶助ヲ僥倖セムトスルカ如キ弊ヲ誘致セシムル懸念ナシトセス、故ニ扶助ノ範圍、方法等ニ關シテハ直ニ工場法又ハ鑛業法ニ基ク制度ニ倣フヲ適當トセサル事情アリ、負擔ヲ公平ニシ實施ヲ容易ナラシムル方途トシテハ、是等ノ労働者ニ對スル扶助ヲ保險ノ制度ニ依ラシムルヲ可トスヘク、本法ヲ實施セム

トスルニ當リテハ先ツ其ノ方法ニ付充分ノ調査ト考慮ヲ拂フノ必要アリト信ス。

敘上ノ諸點ハ本法ノ制定ニ先チ慎重考覈研究ヲ要スト思料セラル、事項ノ二三ヲ例示シタルニ過キササルモ、猶本制度ノ核心トモ謂フヘキ扶助ノ範圍程度ノ如キハ土木建築運送ノ事業中本法ヲ適用スヘキ範圍ノ指定ト共ニ等シク勅令ノ規定ニ委ネラレ而モ是等ノ事項ノ立案ニ付テハ輕々ニ工場鑛山等ニ於ケル事例ヲ移サテ許サ、ルモノアルカ故ニ、將來ノ調査ト密議ニ俟ツ所多ク、從テ假令本法ノ發布ヲ見タリト雖直ニ之カ實施ヲ期待シ得可カラサルヘシ、然ルニ斯ノ如ク猶幾多考究ノ餘地アルニ顧慮スルコトナク蒼惶法ノ制定ヲ爲スカ如キアラムカ、實施上種々困難ナル問題簇出シ、或ハ餘弊ニ堪ヘスシテ暮年ナラスシテ法ノ改正ヲ爲スカ如キ轍ヲ踏ムコト無キヲ期シ難カルヘク、又法ノ不備ナルヲ奇貨トシ職業的煽動者ノ乘スル隙ヲ與ヘ、勞資ノ間ニ爭議ヲ醸生セシムル懼尠カラサルヘシ、蓋シ土木建築、交通、運輸等ノ事業ハ凡百ノ産業ノ基礎ヲ爲シ且國民實生活ニ最モ密接ナル關係ヲ有スルモノナリ、是等ノ事業ニ對シ過重ノ負擔ヲ強ヒテ其ノ經費ノ増大ヲ來シ或ハ是等ノ事業界ニ爭議紛紜ノ頻發シテ其ノ運行圓滑ヲ缺クアラハ、其ノ影響スル所一般産業ノ萎縮ニ止ラス國民ノ日常生活ニ甚大ノ脅威ヲ及ホスニ至ルヘシ、故ニ本制度ノ立案ニ就テハ徒ニ之ヲ急クコトナク、尙進ムテ關係事業ノ雇傭關係、作業狀態、舊來ノ慣行、現在ノ救助制度等ニ關シ一層精細ナル

調査ヲ遂ケ、事業ノ實際ニ適切ナル制度ヲ研究シ、労働者ノ保護救済ニ遺憾ナキヲ圖ルト共ニ關係事業ノ平和ヲ維持シ、其ノ順境ナル發達ニ障害ヲ及ホス懸念ナキヲ期セラレムコトヲ翹望ニ堪ヘサル所ナリ。

猶政府は昭和三年一月二十一日第五十四議會に労働者災害扶助法案を提出したが、同日衆議院解散の爲其の成立を見るに至らなかつた。

## 第四十七章 國際労働會議々題に関する意見

### (一) 使用者代表選出に關與を避く

國際労働會議に關しては第一回會議の際は、使用者代表選出に當り本俱樂部も又代表選出團體に加はつたが、華盛頓に集まれる各國使用者代表委員協議の結果、國際使用者協議會を設置することとなつた時、我國に於ては未だ一般使用者團體なき爲、使用者代表武藤山治氏は一般使用者團體創設のことは追て協議することとし、取敢へず大日本紡績聯合會武藤山治氏の名を以つて加入した旨本俱樂部に通告があつたので、本俱樂部理事會は大正九年四月十二日次の意味の回答を發し、本俱樂部は國際使用者協議會に加盟することを避けた。

國際使用者協議會の趣旨には異議なきも、本俱樂部は會員が單に使用者たるのみならず且つその組織も一種の俱樂部たる爲本邦に於ける一使用團體として加入は困難なる事情あり。

第二回國際勞働會議は海員勞働會議であり、第三回は農業勞働會議であつて使用者代表選出に關しては本俱樂部は自然何等之に關與せず、第四回に於て本俱樂部に交渉があつたが受諾しなかつたので、第四回以降政府は商業會議所が商工業及海運業者の主要なるものを網羅して居る團體であるとの理由から之と協議して使用者代表を選ぶの手續を採り、全國商業會議所聯合會常任委員たる六大都市の商業會議所に對し、他の會議所とも協議の上適任の候補者三名を推薦せしめ、政府に於て其中より一名を任命することとした。斯くて六大都市商業會議所が使用者代表選出機關とされて、本俱樂部が之に關與しなかつたのは一面毎回の議題が些末的事項に限られたるが故でもあるが、本俱樂部が國際勞働會議の存在に本來熱意を有たないのによるのであるのみならず、自ら使用者團體として勞働者團體と對抗的立場に立つことを屑としなかつたに因るのであつた。

(二) 第十一回國際勞働會議々題

然るに昭和二年十二月國際商業會議所聯合會より第十一回國際勞働總會

の議題となるべき最低賃銀決定機關に關する件並に勞働者の災害豫防に關する件に關し當俱樂部の意見を徴して來たので、日本經濟聯盟會と當勞働法調査委員との聯合委員會を開催し、種々調査審議の上意見書原案を作成し、昭和三年三月二十六日の聯合理事會に於て本問題に關する當俱樂部及日本經濟聯盟會の意見を決定し、國際商業會議所聯合會に回答すると共に關係政府當局に具申する所があつた。意見書全文左の如くである。

第十一回國際勞働總會議題ニ關スル意見書

今次ノ國際勞働總會ニ附議セラルヘキ最低賃銀決定機關ニ關スル事項ニ專ラ家内勞働其ノ他ノ職業ニ於テ

(イ)團體協約其ノ他ノ方法ニ依ル賃銀ノ有效ナル規律ノ爲ノ施設存セス且(ロ)賃銀ノ例外的ニ低廉ナルモノ

ニ付最低賃銀ヲ決定スルノ方法ニ關シ列國カ準據スヘキ條約案及勸告ヲ議定セントシ、勞資雙方ヨリ選出セル代表者ヲ中心トスル委員會ヲシテ最低賃銀決定ノ機關タラシメムトスルニ在ルカ如シ。然レトモ

一、本邦產業界ノ現狀ヲ見ルニ、重要工業ハ漸次大規模ノ工場工業ニ移リツ、アルモ、經木及麥稈眞田、鉦類、莫大小製品、刷毛、布帛類其ノ他ノ重要輸出品ニシテ、家内工業的の手工業ノ所産ニ係ルモノ尠カラス。又衣、食、住ニ關スル國民日用必需品ニシテ、農産物竹木紙布類ヲ原料トスルモノ、多クハ家内工業又ハ農村ノ副業ニ依リ生産加工セラレツツアリ、是等ノ工業ハ剩餘勞力ヲ生産的ナラシメ、低廉ナル物資ノ供給ヲ潤澤ニシテ貿易ノ振興ト國民ノ生計ノ安易ヲ計ル上ニ於テ極メテ重要ナル産業ナリト謂フヘク、工場工業ト併行シテ益々之ヲ助成、發達セシムル必要アリ。

今ヤ人口過剩ノ趨勢ハ勤勞生活者ノ收入ノ増加ヲ阻ミツ、アリテ、之カ爲ニ家計ノ補助ヲ家族ノ内職ニ求ムルモノ尠カラス。加之本邦ノ農業ハ既ニ集約ノ極ニ達シ、其ノ收益動モスレハ生産費ヲ償フニ足ラサル現狀ニ在リ。之ニ對シテハ副業ヲ獎勵シテ農家ノ收入ヲ増加シ、進テハ農産物ヲ原料トスル製造加工業ヲ農村ニ興シ、以テ農村ノ疲弊ト人口ノ徒ニ都會ニ集中スルノ傾向ヲ防クヲ喫緊事ナリトスヘシ。即チ今日ニ於テハ家内工業及副業ノ増加トヲ考慮スルヲ急ナリトスヘク、之ニ對シ最低賃銀制度ノ如キヲ施行センカ、家内工業ノ衰退ヲ來シ之カ爲授産ノ途ヲ阻ミ失業者ヲ生セシメ、却テ勞働者保護ノ趣旨ニ反スル結果ヲ惹起センコトヲ懼ル。

蓋シ歐米ニ於テ家内勞働ニ對スル賃銀保護ヲ必要ナリトスル所以ハ、之ヲ專業トス

ルモノ多ク、且ツ老幼婦女子ノ場合ニ在リテモ之ヲ以テ自己ノ獨立ノ生計ノ資ト爲スヲ常態トスルニ由ル。然ルニ本邦ニ於テハ家内工業ニ從事スル者ノ多數ハ副業トシテ之ヲ營ミ而モ其ノ大部分ハ老幼婦女子ニテ是等ハ歐米ト其ノ家族制度ヲ異ニシ、之ニ依リ獨立ノ生計ヲ圖ルニアラスシテ寧ろ農家ノ副業トシテ又ハ家計ノ補助若クハ自己ノ小遣收入ヲ圖ル爲之ニ從事スル場合多ク、彼我自ラ其ノ事情ノ異ナルモノアリ。隨テ諸外國ニ於テ必要ナリトスル本制度ハ必スシモ本邦ニ於テハ之ヲ採用スルノ要ヲ見サルヘシ。

二、最低賃銀制度施行ノ結果賃銀ノ著シキ昂騰ヲ見ルハ既ニ之ヲ實施セル諸外國ノ事例ニ就テ見ルモ明ナリトス。勞働者ノ收入ヲ増加シ其ノ生活ノ向上ヲ圖ルハ企業者ノ常ニ努ムヘキコト當然ナリト雖、其ノ實現ハ一ニ勞働能率ノ増進ト相俟ツヘキモノニシテ、之ニ關係ナク人爲的ニ賃銀ノ引上ヲ爲スカ如キハ、徒ニ生産費ヲ高メ工業ノ發展ヲ阻止スル結果ヲ見ルハ、從來吾人ノ常ニ經驗シテ其ノ弊ヲ痛感セル所ニシテ、殊ニ本邦ノ如ク工業ニ對スル天惠厚カラス、幾多工業經濟上ノ不利益ナル條件ノ制肘ヲ受ケツ、歐米ノ諸先進國ト競争スルノ止ムヲ得サル邦國ニ在リテハ深ク戒心セサルヘカラサル所ナリトス。

惟フニ賃銀決定ノ如キハ實際ニ企業ニ關與セル當事者之ニ當ルニ依リ始メテ適宜

ナル決定ヲ爲シ得ルモノニシテ、猥リニ第三者カ之ニ關與シ制限又ハ標準ヲ設クルカ如キハ、尠クトモ本邦ノ如キ經濟及社會事情ノ下ニ在リテハ満足ナル結果ヲ擧ケ得サルノミナラス、却テ勞資ノ間ニ紛糾ヲ繁カラシムヘキヲ以テ慎重ナル考慮ヲ要スヘシ。以上述ヘタル如ク最低賃銀決定機關ノ設置ハ本邦ノ國情及勞働事情ニ鑑ミテ適當ナラス、外國ニ於ケルカ如キ制度ヲ其ノ儘採用スルモ到底満足ナル實施ヲ見得ヘカラスト信スルヲ以テ、之ニ關スル條約案及勸告ノ決議ニ對シテハ贊意ヲ表スル能ハサルヲ遺憾トス。

參 考

現在本邦ニ於テ家内勞働賃銀中往々一般勞働賃銀ニ比シ低廉ナルモノアルモ之カ賃銀保護ニ付テハ他ニ幾多ノ手段アリト信ス。例ヘハ現在事業主對家内勞働者間ニ幾段階ノ中間請負人ノ介在スルアリテ、是等請負人ノ取得スル手数料モ相當多額ニ上ルモノアリト思料セラル。若シ内職ノ媒介及配給組織ヲ改善シ是等中間請負人ノ不當ナル手数料ヲ取得スルノ弊ヲ根絶セハ、勞働收入ハ著シク増加スヘキヲ以テ家内勞働ニ於ケル賃銀ノ保護ハ寧ロ救上ノ缺陷ヲ除クヲ先ニスルヲ至當ナリトスヘシ。

産業災害防止ニ關スル事項ニ對スル意見書

産業災害ノ防止ハ勞働力ヲ保全シ、以テ勞働者ノ福祉ト産業能率ノ増進トヲ圖ル上ニ

於テ一日モ忽ニスヘカラサル所ニシテ、之カ爲ニハ單ニ使用者及勞働者ノミナラス各國政府及一般公衆モ亦協力シテ其ノ成果ヲ擧クヘキ責アルモノト思料ス。

今次國際勞働總會ノ議題トナルヘキ産業災害防止ニ關スル質問書草案ハ其ノ内容タル各個ノ具體的事項ニ付テハ今後ノ論議ニ俟ツヲ要スルモノアリト雖モ本案ヲ其ノ議題トスルコトニ付テハ贊意ヲ表スルモノナリ。

昭和三年三月二十六日

(三) 第十二回國際勞働總會議題

昭和四年五月三十日より開催の第十二回國際勞働總會議題中産業災害豫防問題及給料被傭者時間制限問題に關し四月九日の理事會及勞働問題調査委員の聯合會議に於て意見を決し、帝國各代表及關係當局に稟申し置きたるが、其の後産業災害豫防に關する勸告案要領、船舶の荷積荷卸に使用せらるゝ勞働者の災害に對する保護に關する條約案、船舶に依り輸送せらるゝ重包裝貨物の重量の標示に關する條約案、動力機械の保護裝置に對する責任に關する勸告案要領の四案到着したので小委員會を開き前記四案に關し再審議の結果意見案を決し、五月四日の理事會及勞働問題調査委員會の聯合會議に於



て審議の結果異議なく可決し、右意見書は直に國際勞働會議に出席せる帝國各代表に宛て郵送した。此の時の使用者代表は岩崎清七氏であつた。意見書全文は次の如くである。

第十二回國際勞働會議總會議題ニ關スル意見書

昭和四年五月四日

社団法人 日本工業俱樂部

理事長 男爵 團 琢 磨

勞働問題調査委員會

委員長 内藤 久 寬

國際勞働會議帝國各代表宛

拜啓彌々御隆昌奉賀上候陳者本年度國際勞働總會附議事項中災害豫防問題ニ關シテハ曩ニ之ニ關スル質問書ニ基キ不取敢概括的ニ意見ヲ決定シ高配相煩置候處今回産業災害豫防ニ關スル勸告案要領及船舶ノ荷積ミ荷卸シニ使用セラルル勞働者ノ災害ニ對スル保護ニ關スル條約案發表相成候ニ付弊俱樂部勞働問題調査委員會ニ於テ

再審議ノ結果今回別紙ノ通り意見ヲ決定致候ニ付テハ何卒右ノ趣旨貫徹相成候様御盡力相賜度此段重ネテ奉煩清鑑候

敬具

災害豫防問題ニ對スル意見

今次國際勞働會議ノ議題タルヘキ災害豫防問題ニ關シテハ曩ニ之ニ關スル質問書ニ付キ取敢ヘス概括的ニ意見ヲ述ヘ置キタル處ナルモ今回發表アリタル産業災害豫防ニ關スル勸告案及船舶ノ荷積ミ荷卸シニ使用セラル、勞働者ノ災害保護ニ關スル條約案ニ付精査スルニ

第一 産業災害豫防ニ關スル勸告案

本案ハ左ノ趣旨ニ依リ相當修正ヲ主張スル必要アリト認ム

一 第一項及第二項ノ災害原因及ヒ豫防方法研究機關ノ種類、組織及構成ハ之ニ關スル各種研究機關及ヒ方法ノ發達ノ程度其ノ他國內事情ノ差異アルニ因リ各國ヲシテ同一ノ制度ヲ採ラシムルトキハ却テ其ノ目的ヲ達スルニ困難ナル場合ヲ生スヘキヲ以テ是等ノ事項ハ各國ノ裁量ニ委シ例ヘハ第六項末段ノ規定ノ如ク各國ノ産業ニ適シ且其ノ目的ヲ達スルニ最良ト認ムル方法ヲ採用シ得ル餘地ヲ設クヘシ

二 第十八項ノ災害防止ニ對スル勞働者ノ義務ノ範圍ハ之ヲ單ニ運轉中ノ機械ノ安

全裝置ヲ除去シ又ハ其ノ作用ヲ止ムルコトナキコトニノミ限定セス之ヲ汎ク總テ雇主ノ設備シタル安全裝置ヲ有效ニ維持シ使用スルハ勞働者ノ義務ナルコトヲ明瞭ニ規定スヘシ

三、第十五項及第二十項ノ安全ノ監督機關ノ構成及ヒ其ノ監督手段等ニ付テハ總テ之ヲ各國ノ法制ニ委スルヲ適當トシ本項ノ如ク國際的ニ劃一的規定ヲ設クルニハ贊意ヲ表スル能ハサルヲ以テ削除ヲ希望ス

第二 船舶ノ荷積ミ荷卸シニ使用セラル、勞働者ノ災害保護ニ關スル條約案

本案ニ規定スル條項中ニハ本邦ニ於テ從來既ニ實行セラレ又ハ將來其ノ實行ヲ難シトセサルモノ多シト雖モ

一、第九條ノ「特ニ」以下ニ列舉セル起重機及ヒ之ニ關聯シテ使用セラル、ギア其ノ他ニ對スル規格試驗、検査等ニ關スル細密ナル規定ハ之ヲ全國ノ港灣及船舶ニ直ニ一様ニ適用スルヲ困難トシ

二、第十條ノ起重機ヲ操縦シ又ハ指揮スル者ノ資格ニ關スル條項ニ付テモ若シ嚴格ナル資格ヲ認メ之ニ對シ試驗、免許等ノ制限ヲ附セシムトスル趣旨ナルニ於テハ本邦ノ現狀ハ直ニ此ノ制度ノ採用ヲ許サ、ルヘク

猶其ノ他ノ事項ニ付テモ港灣ノ規模設備、法制、慣習、荷役方法等ニ於テ本邦ノ事情必ス

シモ歐洲ニ於ケル制度ト同一ニ律スルコト得ザルモノ多キヲ以テ本件ハ既ニ前ノ意見書ニ述ヘタル如クニ具體的事項ハ之ヲ各國ノ國內法ノ規定ニ委シ國際的ニハ單ニ其ノ基礎原則ヲ列記シテ勸告案ヲ作成スルヲ適當トスヘク本案ノ如キ條約案ニ對シテハ直ニ贊意ヲ表スル能ハサルヲ遺憾トス

ジュネーヴの國際勞働局にては勞働會議の決議を有効ならしむる爲日本  
の使用者代表の有力なる團體よりの出動を欲し、情報及聯絡部のアンリー氏  
を日本に差遣し實情を調査せしめた。アンリー氏は大正十三年八月二十二  
日當俱樂部に來訪し、中島事務理事之に應對したが、中島男は俱樂部が國際勞  
働會議の使用者團體として代表を出すに意なきことを言明したので、氏も失  
望して引取つたといふ。

### 第四十八章 工場危害豫防及衛生規則案に關する答申

昭和三年五月七日社會局長官より工場法第十三條に基く工場危害豫防及衛生規則案要綱に關し諮問があつた。此の點に關しては大正十一年五月農商務省工務局長より諮問があり、當俱樂部より答申したことのあるもので、政府に於ても大體成案を得た處、偶ま關東大震災に次いで丹後地方の震災に遭つたので、其の災害に鑑み尙工業界の推移を稽へ、更に立案したもので其の要綱を示して意見を求めたものである。

依つて六月二十六日の調査委員會に於て、委員の外會員關係會社當務者四十六名の參集を求め、社會局北岡事務官及數江技師より右要項に關する説明を聴取し、質疑應答の後更に七月十日委員會を開き委員以外に會員關係會社當務者三十八名出席の上審議の結果大體の成案を決し、七月十九日理事會との聯合會議を開き、左記の如く意見を決定し、社會局長官に答申すると共に關

係當局に稟申した。

#### 工場危害豫防及衛生規則案ニ關スル答申書

昭和三年五月七日附テ以テ御諮問ニ係ル工場危害豫防及衛生規則案要綱ニ付テハ會員關係工業諸會社ノ意見ヲ徵シ候上當俱樂部勞働法調査委員會ニ於テ慎重審議候結果別紙ノ通り意見ヲ決定仕リ候間何卒御採納被成下度猶添附別冊ノ意見書ハ會員關係工業諸會社ヨリ提出候モノ、趣旨ヲ摘録シタルモノニ有之候敦レモ實際ノ經驗ニ鑑ミ具申シタル所ニシテ理由アルモノト存セラレ候ニ付併セテ清鑑ヲ仰キ度此段及答申候

昭和三年七月二十日

社団法人 日本工業俱樂部

勞働法調査委員會

委員長 内藤 久 寛

社會局長官 長岡 隆一 郎殿

#### 工場危害豫防及衛生規則案ニ對スル意見

一、本則ヲ實施スルニ當リテハ工場設備ノ新設若ハ改造ヲ必要トシ從テ工業主ノ負擔  
第四十八章 工場危害豫防及衛生規則案に關する答申

モ相當大ナルモノアリト思惟セラル、ノミナラス、是等改修工事ハ工場休業日ヲ利用シ漸次之ヲ施行スルノ外ナク、各條項中ニ規定スル猶豫期間ヲ勵行セラル、トキハ工業ニ著シク支障ヲ來ス場合生スヘキヲ以テ、其ノ猶豫期間ハ本要綱ニ規定スルヨリモ若干年之ヲ延長スルカ、或ハ所定ノ猶豫期間經過後ト雖特別ノ事情アル場合ニハ各工場ノ實狀ニ應シ地方長官ハ更ニ相當期間猶豫シ得ルコト、シ、將來疑義ノ生スル虞無カラシムル爲本則中ニ其ノ趣旨ノ明文ヲ設ケラレ度シ。

二、本則ヲ施行スルニ當リテハ、作業上ノ便否及負擔ノ問題ヲ考慮セラレ、各條項中明文ナキ場合ト雖、作業ノ實行ヲ不能ナラシムル如キ場合、不權衡ニ大ナル費用ヲ要スル場合及未タ適當ナル豫防裝置ノ考案セラレタルモノナキ場合ニ於テハ、其ノ適用ヲ斟酌セラル、趣旨ナルカ如キモ明文ナキ場合ニ於テハ將來其ノ點ニ疑義ヲ生スル懸念アルヲ以テ、本則中ニ作業ノ關係其ノ他止ムヲ得サル事由アル場合ニハ地方長官ノ許可ヲ受ケ本則ノ規定ト異ル除害施設ヲ爲スコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設ケラレ度シ。

三、本要綱中職工其ノ他従業員ノ本則違反ニ對シテハ僅ニ第二十及第二十二ノ場合ニ於テノミ之ニ制裁ヲ設ケ他ハ不完全規定ト爲セリ、然ルニ從來ノ經驗ニ徴スルニ工場災害中従業員ノ不注意、怠慢ニ原因スルモノハ設備ノ不完全ニ基因スルモノニ比

シ其ノ割合遙ニ大ナルモノアリ、加之危害防止ハ獨リ工業主ノ注意ヲ必要トスルノミナラス、従業員ノ協力ニ依リ初メテ之ヲ期シ得ヘキモノナルヲ以テ、従業員ヲシテ其ノ責任觀念ヲ強カラシムル爲メ他ノ反則行爲ニ對シテモ相當ノ制裁ヲ設ケル様修正シ、尙斯ノ如キ反則行爲ニ對シテハ工場ニ於テモ相當制裁ヲ加ヘ得ル旨ヲ就業規則中ニ規定スルコトヲ認メラル、方針ヲ明白ニセラレ度シ。

四、要綱第四十一ノ規定ハ本則ノ全部ヲ工場内ノ見易キ場所ニ揭示スヘキコトヲ命スルモ、特ニ其ノ必要ナルカヘシト思料セラル、ヲ以テ揭示スヘキ事項ハ之ヲ職工ノ遵守スヘキ事項ニ止ムル様修正アリ度シ。

五、本則ヲ實施セラル、場合ニ於テハ監督官廳ハ工業主又ハ同業團體ノ意見ヲ徵シテ其ノ方針ヲ定メ官民一致協力シテ漸次工場設備ノ改善ヲ期スルニ努メラレ度ク殊ニ本則中ノ主觀的標準ニ依ル規定(例之二十、十六、十九)ノ適用及地方長官ノ處分命令ニ委任シタル事項(例之二十一、二十八、三十ノ二、三十三ノ二、三十五、四十)等ニ付テハ豫メ之等團體ノ意見ヲ徵シタル上之ヲ實施シ急激ニ過重ナル義務ト負擔トヲ工業ニ課スル如キ無カラムコトヲ希望ス。

六、從來工場監督ノ實際ニ徴スルニ、法規執行ノ實務ニ當ラル、者動モスレハ法文ノ字句末節ニ拘泥シ立法ノ趣旨ニ悖リ又ハ主務中央官廳ノ方針ニ背馳シテ徒ニ工業主

ニ苛酷ナル指揮ヲ爲ス事例ニ乏シカラス、殊ニ本則中ニハ主觀的標準ニヨル規定多キノミナラス、地方長官ノ補充的的命令又ハ監督官ノ裁量ニ委ネタル事項亦尠カラサルヲ以テ監督官ノ選任ニ付テハ工業ノ實際ニ通曉スル者ヲ舉クル様特ニ留意セラレ尙本則ノ施行ニ當リテハ立案ノ精神ヲ地方官憲及當該ノ官吏ニ徹底セシメ其ノ更迭アル場合ニモ人ニ依リ解釋ヲ異ニスルカ如キコトナキ様監督方針ヲ統一セラレ、ト共ニ、取締ノ苛察冷酷ニ陥ラサル様特ニ注意ヲ加ヘラレ其ノ爲適當ナル具體的措置ヲ採ラレンコトヲ希望ス。

七、災害ノ豫防施設ハ工場作業ノ種類規模ノ大小ニ依リ自ラ其ノ方法ニ差異アルヘク強テ之ヲ同一法規ノ下ニ律セムトスルトキハ却テ適當ノ負擔ヲ工業ニ課シ、又ハ圓滑ナル作業ニ支障ヲ生セシムル虞ナシトセサルヲ以テ將來之ニ關スル施設ヲ増進セムトスル場合ニ於テハ直ニ立法ヲ以テ之ニ蒞ムコトナク、工場災害ノ大小緩急ニ應シ、先ツ工業主ヲ指導シ其ノ同業ノ團體又ハ安全協會ノ如キヲ利用シテ官民ノ協同研究ノ下ニ各業種各業態ニ適切ナル標準規定ヲ案出セシムル等ノ方法ヲ採ラレ、工業主ノ自發的改善ヲ促スニ努メラレムコトヲ希望ス。

八、業務上ノ災害ニ基ク扶助ニ關スル係争ニ付テハ之ヲ民事訴訟ノ手段ニ依ラシムル前ニ例之健康保險審査會ノ如キ機關ノ審査又ハ調停ニ服サシメ以テ無用ニ事件ヲ

紛糾セシメサル爲有效ニシテ劃切ナル調停ノ途ヲ開ク様、工場法令ニ適當ナル改正ヲ加ヘラレムコトヲ希望ス。(別冊略)

其の後當局に於ては各團體の意見を參酌し、改案の上翌四年四月九日參與會議に附議したるを以て、四月十一日東京及近縣に於ける會員關係會社當務者の參集を乞ひ、労働問題調査委員長より參與會議の經過を報告し、種々懇談を試み、各社に於て細目に亘りて調査したる結果を持ち寄り、更に精細に研究を試みることにし、五月二十七日の理事會及労働問題調査委員會の聯合會議に於て各社より提出の意見に基き審議し、今回は別段意見書を發表する事なく前記各社より提出の意見を政府當局の參考に供するに止むることに決し、意見書を一纏めとし、『當俱樂部會員關係工業會社より別紙の如き意見具申有之候處孰れも實際の經驗に即したる意見にして理由あるものと被存候に付何卒御採納被成下度』との添書を附し、内務、商工兩大臣並に社會局長官に宛て提出した。

### 第四十九章 澁澤子爵米壽祝賀會

天保十一年即ち我紀元二千五百年に生誕の澁澤子爵は昭和二年に米壽に達したが、時恰も世は諒闇に在つたので祝賀を差控へ翌三年十月一日全國實



澁澤子爵 (昭和三年九月)

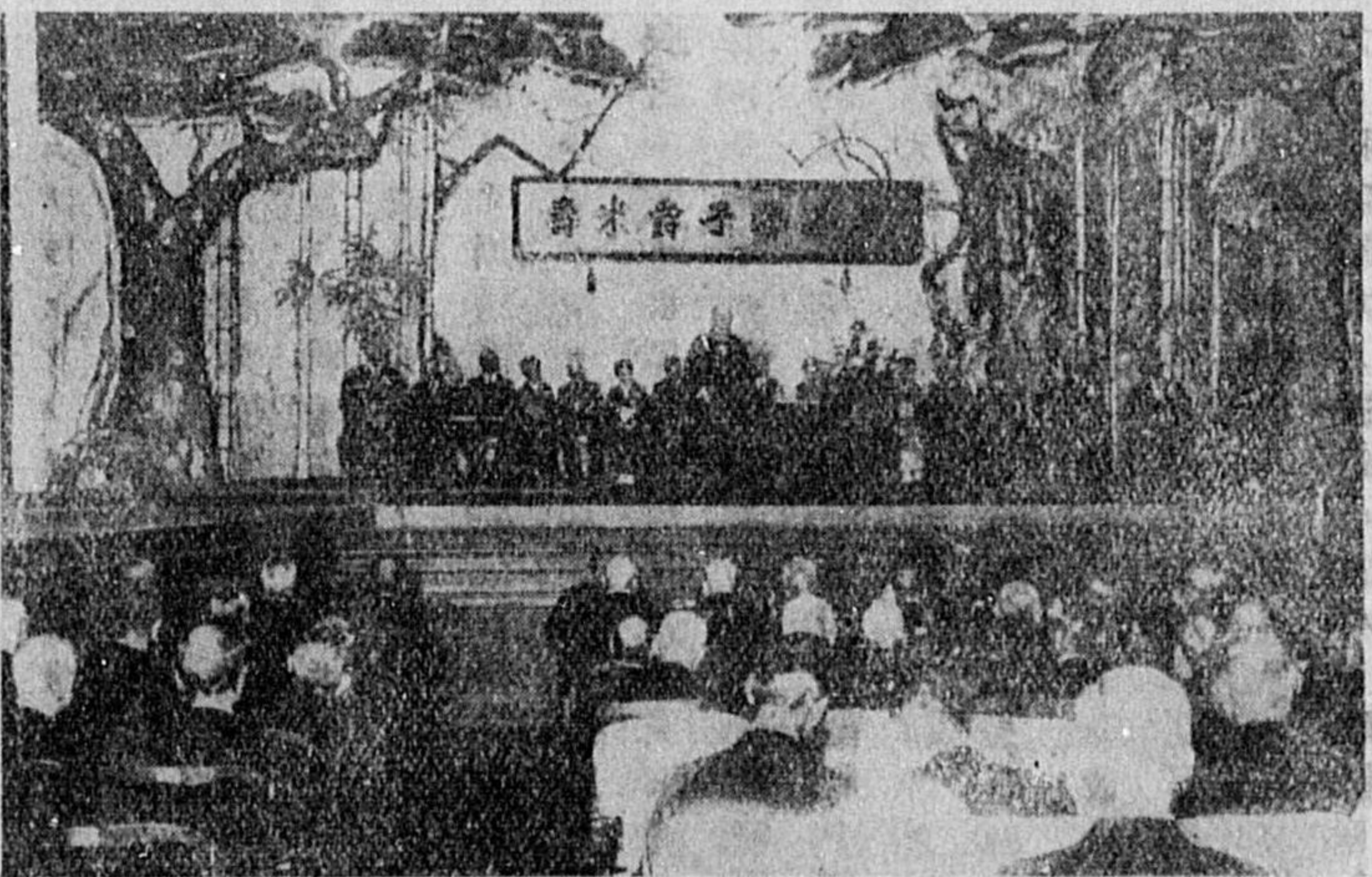
業家の主催により子爵一家を招いて子爵米壽祝賀會を帝國劇場に開いた。此の祝賀會は本俱樂部幹旋是れに力め、來會者千二百名殆ど觀覽席に充滿した。館内は武藏野、稔る秋、日本庭園に裝飾され、五時稍過ぐる頃ベルを合圖に専務理事中島男爵開會の辭を述べ

るや、理事長團琢磨氏は祝賀會總代として壇の中央に進み出で、次の賀詞を朗讀した。

「澁澤子爵閣下昨年第八十八回ノ誕辰ヲ迎ヘラレタルヲ以テ生等同志爲ニ一タノ賀筵ヲ設ケテ壽福ヲ祝セント欲セシモ時恰モ國家諒闇ノ中ニ在リシヲ以テ今年ニ延期

シ茲ニ本日ヲトシテ祝賀ノ會ヲ開キ聊カ生等慶祝ノ微衷ヲ表セントス

惟フニ閣下既往ノ生活ハ眞ニ之ヲ至誠奉公ノ四字ヲ以テ盡スコトヲ得ンカ願ミレハ明治維新ノ交閣下深ク時運ノ推移ニ鑑ミ遠ク國狀ノ將來ヲ慮リ産業ヲ發達セシメテ商工業者ノ位地ヲ向上スルノ急務ナルヲ先覺セラレ其ノ一度冠ヲ挂ケ官職ヲ去ラルルヤ常ニ野ニ在ッ



澁澤子爵米壽祝賀會(子爵ハルヲ立)

テ専ラ思フ殖産興業ノ方面ニ傾注シ或ハ金融機關ヲ經始シ或ハ會社事業ヲ創設シ或ハ之ヲ後援シ一般商工業ノ振興ト國富ノ増殖トヲ策セラル新興日本ノ産業カ明治大正時代ニ於テソノ根ヲ張リソノ幹ヲ伸ハシ鬱乎トシテ大成シタルモノ一ニ閣下ノ經營

ト指導トニヨルト云フモ溢美ニアラスソノ功業勳績世既ニ定論ノアルアリ又生等ノ  
吹々ヲ要セス

閣下ノ曩ニ喜壽ノ佳辰ヲ機トシテ從來主トシテ産業經濟ニ傾注セラレタル努力ヲ  
舉ケテ之ヲ社會公共ノ事業ト國民ノ精神教育トニ致サント欲シ或ハ力ヲ感化救濟ノ  
事業ニ盡シテ民福ノ普及ニ勗メ或ハ意ヲ勞資ノ協調ニ用ヒテ同胞相互ノ融和ヲ圖リ  
或ハ心ヲ教育思想ノ方面ニ潛メテ國民精神ノ純化ニ努メラル社會公共ノ事業閣下ノ  
後援助力ニ待タサルモノ蓋シ殆ント罕ナリ就中生等カ國民ト共ニ常ニ感激措ク能ハ  
サル閣下カ國民外交ノ代表者トシテ世界ノ平和ト人類ノ幸福トヲ増進スルニ最善ノ  
努力ヲ惜マレサリシコト是レナリ乃チ海外知名ノ學者政治家實業家等ノ來朝スル毎  
ニ必ス之ヲ歡迎優待ニ勉メ胸襟ヲ披イテ内外ノ交情ヲ融和ヲ圖リ殊ニ日米ノ親善交  
ヲ緊密ナラシムル爲メ屢老軀ヲ提ケテ米國ニ渡航シ各都市ヲ巡歴遊説シテ兩國民間  
意志ノ融合ニ貢獻セラレ又日支親善ヲ圖ルノ急務ナルヲ見ルヤ或ハ合辦事業ヲ起シ  
或ハ親シク彼ノ地ヲ訪フテ諸名士トノ間ニ意見ヲ上下シ彼我國情ノ疏通ニ寄與セラ  
レタルコト實ニ印綬ヲ帶ヒサル外相タルノ觀アリ凡ソ是等ノ事拮据經營七十年敢テ  
一日モ閑居寧處セラレタルコトナク席暖ナルニ違アラス其ノ恪勤精勵役々トシテ倦  
ムコトヲ知ラサルモノ氣力ノ旺盛體力ノ強健ニ因ルト雖閣下カ一部ノ論語ヲ以テ處

世ノ指針トナシ國利公益ヲ進ムルヲ知ツテ私別私福ヲ以テ念トセス天下ノ憂ニ先チ  
テ憂フルモ天下ノ樂ニ後レテ樂ムルヲ知ラサル至誠ノ資ヲ以テスルニアラズンハ焉  
ソ能ク斯ノ如クナルヲ得ンヤ

我帝國カ維新以來國勢駸々トシテ進ミ今ヤ世界五大列強ノ一ニ加ハリタルモノ固  
ヨリ濟々多士ノ功ニ待ツコト多シト雖其ノ一代ノ事業別ニ獨特ノ天地ヲ開拓シ吾邦  
産業經濟ノ發展ニ一新紀元ヲ劃シ更ニ時勢ノ推移ニ伴フテ各種ノ社會的事業ニ參劃  
シ國利民福ノ發達ニ貢獻シタル者ニ至ツテハ實ニ閣下ヲ推シテ第一人者トナササル  
ヘカラス勳業偉大惠澤ノ生民ニ洽キコト世人悉ク之ヲ認ム此事更ニ天聽ニ達シ陞爵  
敘勳ノ榮典ヲ加ヘラレタル洵ニ偶然ニアラサルナリ閣下今ヤ齡愈ヨ高フシテ心神益  
ス精明霽然タル其ノ貌溫乎タル其ノ辭懇々トシテ誘掖指導ヲ絶タス致々トシテ奔走  
斡旋ニ任セラル嗚呼明治大正昭和ノ三朝ニ亘リ常ニ財界ノ巨擘トナリ社會ノ泰斗ト  
シテ仰カルルコト閣下ノ如キハ正ニ聖代ノ珍ト謂フヘシ而シテ閣下既ニ米壽ノ慶福  
有リ生等平生閣下ノ知遇ヲ辱フスルモノ焉ソ共ニ欣ンテ祝賀セサルヲ得ンヤ茲ニ恭  
シク一片ノ賀詞ヲ呈シテ謹テ生等滿腔ノ微忱ヲ表ス閣下冀クハ尙國家ノ爲ニ深ク自  
重加餐セラレ生等ヲシテ他日更ニ期願ヲ賀スルノ欣幸ヲ得セシメラレンコトヲ

昭和三年十月一日

第四十九章 濞澤子爵米壽祝賀會

## 子爵澁澤榮一閣下米壽祝賀會

總代 工學博士 團 琢 磨

尋で田中總理大臣は來賓總代として子爵が我國財政經濟の發達に盡力したる功績を數え、『冀くは九十より百に至り壽にして康、以て益々邦家君國の爲に報效せられ、仁者壽しの實例を示して後人の鑑を貽されんことを』と賀辭を述べ、尋で子爵の一生の經歷を回顧しての答辭があつた。其の始めて佛蘭西に赴いた時實業家と官吏との間は對等で我國の如き官尊民卑の風全く無きに感服し、『どうしても世の中は平等になる時代が來るであらう、實業界の位置を上げねばならぬといふ私の思入が過でない』と云ふことが確かに證據立てられたと思ひますと、我身を祝ふて下さる有りがたさよりは、國家の爲め誠に慶賀に堪へない次第で御座います』と述べた時は喝采沸くが如くであつた。右終つて郷男爵は記念事業として壽像の建設を發議し、會衆拍手を以つて賛意を表す、次で祝電百通就中米國各地の在留日本人會、在米の有力なる日本人並に米國の有力なる政治家、實業家、學者、宗教家より寄せられたもの

の多いことが報告され、式終つて一同地下道を経て東京會館に赴き、晚餐の席上獨逸大使ゾルフ氏の祝辭があり、乾杯の後、子爵の答辭があつて宴を終へ、一同再び帝劇に還り餘興に時の移るを覺えなかつた。是の日の出席者は東京、横濱は勿論、京都、大阪、神戸、九州、東北、遠くは朝鮮、北海道より來り會せる人々も少くなかつた。



### 第五十章 船員保險法案に關する意見

社會局は昭和三年八月末船員保險法案を社會局參與會議に附議した。此の法案は一般健康保險法より一步進みて船員の爲に年金制度を設定せんとするもので、其の法案の成立は獨り海運界のみならず、工鑛業方面にも尠からざる影響を及ぼす虞ある法案なるを以つて、當業者の意見を聴取したる上同會議に臨む必要あるを認め、當俱樂部會員にして社會局參與たる中島男、内藤磯村三氏の連名にて八月三十日海運業關係會員の參集を求め、當業者の意見を聴取した。

越へて九月二十一日更に在京海運業關係會員の參集を求め、上記三氏より參與會議の経過を報告すると共に協議を重ねた。爾來本案は勞働保險調査委員會に附議せられ、審議せらるゝ運びとなつたので、九月二十六日以後三回に亘つて勞働法調査委員會を開き、委員の海外海運業關係會員の參加を求め、慎重審議の結果十月九日開催の理事會との聯合會議に於て左の意見書を決定

し、内務大臣、社會局長官、其他政府當局、勞働保險調査委員に稟申すると共に、弘く關係各方面の參考に供した。

今般社會局ノ立案ニ係ル船員保險法案ハ單ニ本邦海運業ニ直接至深ノ影響ヲ及ホスノミナラス一般工業ニモ密接ナル關係有之モノト思料候ニ付當俱樂部勞働法調査委員會ニ於テハ海運業ニ關係スル會員ノ意見ヲモ徵シタル上慎重研究候處調査委員會ノ意見別冊ノ通りニ有之謹テ御清鑑ヲ煩シ奉リ候也

昭和三年十月十一日

社団法人 日本工業俱樂部

理事長 團 琢 磨

勞働法調査委員會

委員長 内 藤 久 寛

内務大臣 望 月 圭 介 殿

社會局長官 長 岡 隆 一 郎 殿

船員保險法案ニ關スル意見書

海運業ハ國內産業ノ發達ト海外國運ノ進展トノ根幹ヲ爲スモノニシテ本邦財政ノ

第五十章 船員保險法案に關する意見

宿痾タル輸出入ノ不均衡ヲ補正シ國際貸借ヲ改善シテ通貨制度ノ安定ヲ圖ル方途斯業ノ隆昌ニ俟ツ所多キハ贅言ヲ要セサルヘシ

斯業ハ從業者ノ不斷ノ努力ト政府當局ノ懇篤ナル保護獎勵トノ下ニ最近漸ク世界ノ第三位ヲ贏チ得タリト雖今ヤ科學ト技術トノ進歩ハ造船上一大革新期ヲ劃シ列強ハ潤澤ナル資金ヲ投シテ競フテ新式船ヲ建造シ且自國貨自國船主義ヲ持シテ他國ヲ排シ自國航路ヲ擴張スルニ腐心シツ、アリ之カ爲老齡船ノ多キニ惱ミ而モ領土狹少ニシテ自國貨豐富ナラサル本邦ノ海運業ハ次第ニ其ノ活動範圍ヲ局限セラレムトシ金利造船費共ニ之ヲ外ニ比シテ甚タ不利ナルカ爲世界ノ大勢ニ順應シテ優秀船ヲ建造シ國際競争ニ當ルヲ難シトスル狀況ニ在リ更ニ顧レハ斯界ハ猶不況ヲ極メ船腹過剩シテ收支相償ハス加フルニ最近船體保險料ノ騰貴ト船員ノ給料ノ値上トハ將來益々斯業ノ經營ヲ困難ナラシメムトス敍上ノ如キ難局ニ處スルニハ國家勞資協戮シテ經費ノ節約ト資力ノ蓄積トニ努ムルヲ急務トスヘク苟モ猥ニ斯業ニ對シ經費ノ増大ヲ來シ負擔ノ加重ヲ招ク施設ヲ爲スカ如キハ深ク之ヲ戒メサル可カラス

海員ニ對シテ保險制度ヲ樹テ本人及其ノ家族ノ生活上ノ脅威ヲ艾除セムトスル精神ニ就テハ進ムテ贊意ヲ表スル所ナルモ今回社會局ノ立案ニ成レル船員保險法案ハ本邦海運界ノ現在及將來ニ深ク留意セスシテ種々ノ年金脫退給付等歐米諸先進國ニ

於テスラ實行ヲ容易ナラストスル制度ヲ加ヘ俄ニ年々數百萬圓ノ新負擔ヲ斯業ニ課セムトスルモノニシテ既ニ立法ノ時機ニ於テ宜ヲ得サルハ勿論之カ爲永ク斯業ヲ苦境ニ陷レ其ノ發展ヲ阻碍スル虞大ナルモノ在リ況ムヤ本法實施ノ結果ハ必スヤ遠カラス他ノ勞働者ニ付テモ同様ノ施設ヲ爲スノ必要ニ迫ラルヘキハ必然ニシテ假リニ工場鑛山ノ勞働者ノミニ之ヲ擴張スルトスルモ國庫及工業鑛業ハ更ニ巨億ノ出費ヲ要スルニ至ルヘク從テ將來ニ於ケル國庫ノ負擔及諸產業ニ對スル影響ヲ顧慮スルコトナク唯海員ニ局限セラレ、特殊ノ問題ナリトシテ本制度ノ施行ヲ企圖スルカ如キハ根本ニ於テ錯誤アルモノト謂ハサルヘカラス

加之本法案ニハ一層ノ考覈研究ヲ必要トスル根本的缺陷點シトセス其ノ重ナル事項ヲ擧クレハ

一、癘疾及遺族ニ對スル年金ノ制度ハ本邦ノ一般勞働者保護施設ニ比シ餘リニ理想ニ走セ急進ニ過クルノ憾アルノミナラス之ニ要スル經費算出ノ基礎トナルヘキ正確ナル統計ヲ缺クニ拘ラス今日急遽其ノ實施ヲ敢ヘテスルカ如キハ保險制度ノ全體ヲ危カラシムル虞アリ殊ニ年金ニ關シテハ官吏恩給制度ニ於テスラ其ノ餘弊ノ云爲セラレ居ル實際ニ鑑ミ猶一層慎重ノ考慮ヲ要スヘシ

二、脫退ニ對シ給付ヲ爲スハ強制勞働保險ノ本質ニ背馳スルモノニシテ海外ニ於ケル

保險制度ニ於テモ其ノ例ヲ見ス然ルニ之ニ對シ總經費ノ十分ノ三以上ヲ充當セムトスルハ甚タ當ヲ失スルモノト謂ハサルヘカラス退職ニ對シテハ既ニ各社ノ共濟會若クハ給與規定ニ於テ相當給與ノ途ヲ講セラル、アリ強テ之ニ關シ救濟制度ヲ設ケムトセハ別箇ニ失業救濟ノ方途ヲ講スルヲ適當トスヘク彼此混淆シテ制度ヲ編ムカ如キハ徒ニ經費ノ増大ヲ來シテ而モ本來目的トスル救濟ノ效果ヲ殺キ延テハ保險財政ノ基礎ヲ薄弱ナラシムルニ至ルヘシ

三、保險ニ要スル經費及保險料算定ノ基礎トシテ利用セラレタル各種計數ニ付テ見ルニ海員ト多々勞働及生活事情ヲ異ニスル陸上勞働者又ハ歐洲勞働者ニ關スル統計ヲ其ノ儘援用シタルモノ多ク曩ニ施行セラレタル健康保險ト異リテ遠キ將來ノ給付ヲ豫想シテ長期ニ亘ル計算ヲ必要トシ從テ一度規定シタル給付額及保險料ハ容易ニ之ヲ變更シ得サル性質ヲ有スル本制度ノ實施ニ當リテハ後日財政ニ違算ヲ生シ永ク禍根ヲ胎ス無キヤ懸念ナキ能ハス

外國人ニ對スル給付ニ關シ何等特例ヲ設ケサルモ之ヲ歐洲諸先進國ノ立法令ニ付テ見ルニ國庫ノ補助ハ之ヲ本國人ニ限リ或ハ國際間ノ相互的條件ノ下ニ於テノミ内外人同等ノ待遇ヲ爲スヲ普通トシ現今我國ニ於テ國家ヨリ何等救濟ノ恩惠ニ浴セサル勞働者幾百萬ヲ算スルニ拘ラス本法案カ無條件ニ外國人ニ對シ國費ヲ支出

セシメムトスルハ親疎輕重ヲ倒視スルノ非難ヲ免レサルヘシ此ノ點ハ實際問題トシテ外國人ノ職工及鑛夫ヲ使用スルコト稀ナル工場及鑛山ノ場合トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニス

五、職員ノ除外其ノ他健康保險實施ノ成績ニ鑑ミ勞働保險調査會ニ於テ同法中改正ヲ要スルモノト決議セラレタル事項ト同様ノ場合ニ付尙其ノ決議ノ趣旨ヲ採用セラレサルモノアルハ遺憾ナリトス

六、業務上ノ災害ニ對スル救濟ニ關シテハ本法案ハ商法ノ規定ニ依ル船主ノ扶助義務期間三箇月間ノ經過ヲ俟テ始テ保險制ニ依ル救濟ヲ爲サムトスルモノナルモ右ハ工場及鑛山ノ場合ニ於テ保險ノ救濟ヲ先ニシテ六箇月後ノ療養及休業並ニ廢疾及遺族ノ救濟ヲ事業主ノ責任ト定ムルモノト全然首尾ヲ顛倒シ尙本法案ト同時ニ立法セラレムト傳ヘラル、勞働者災害扶助法案ニ於テ土木、建築、運輸等ノ從業者ノ業務災害ニ對スル扶助ヲ終始舉テ事業主ノ單獨負擔ニ歸セシメムトスルモノトモ其ノ趣旨同シカラス斯ノ如ク業態ヲ別ニスル毎ニ同種ノ事故ニ對スル責任ノ歸屬ヲ異ニスルハ勞働立法ニ付主義法理ノ統一ヲ缺キ事業者ニ對シ偏頗ノ嫌アリ如之商法ニ規定スル船主ノ扶助義務ハ勞働保險ノ如キ制度ノ未タ創始セラレサル時代ノ便宜手段ト認メラルヘキモノニシテ今日勞働保險制度ヲ設ケムトスル場合ニ當リ

テハ當然其ノ廢止ヲ考慮スヘキモノナリト信ス

七本法ニ依リ國庫ノ支出ヲ要スル金額ハ海員一人額十二圓乃至十四圓ニ當ルヘシ之ヲ健康保險ニ於テ工業及鑛山勞働者ニ對スル補助一人金額二圓未滿ナルニ比シ尙自由勞働者ノ如ク其ノ生活ノ不安一層甚シキモノアルニ拘ラス未タ何等國家ノ保護ニ均霑セサル者ノ多キニ較ワレハ甚シク社會的公平ヲ失スル憾アリ

現在本邦海運業ニ於テハ業務上ノ災害ノ大部分ヲ占ムル海難ノ場合ニ對シテハ海運協同會ノ手ニ依リ勞資協調ノ下ニ立案セラレタル遭難船員手當制度行ハレ工場鑛山ノ勞働者ニ比シ遙ニ周到ナル給與ヲ受ケツ、アリ通常ノ傷痍疾病ニ關シテハ商法ノ規定ニ基ク船主ノ扶助義務ニ依リ三箇月間ノ療養看護ヲ受クルコトヲ得ヘク其ノ期間ヲ超エテ仍療養ヲ要スルモノ傷病一千件中僅カニ九件強ヲ算スルニ過キス更ニ退職死亡其ノ他ノ事故ニ就テモ各船主會社ニ於テ法人組織其ノ他ニ依ル共濟會又ハ會社單獨ノ給與制度ヲ設ケ救濟ニ當ルモノ夥シ是等ノ利益ハ共濟會ノ場合ヲ除クノ外孰レモ無償ニテ船員之ヲ享受スルモノナルヲ以テ果シテ今船員カ新ニ多額ノ保險料贖出ノ義務ヲ負ヒ本制度ノ適用ヲ受クルヲ喜トスルヤ否ヤ疑ナキ能ハス

斯ノ如キ事情存スルニ因リ船員ニ對スル保險制度ハ更ニ正確ナル基礎統計ヲ整備シタル後海運業及船員ノ負擔力既存ノ船員ノ保護施設他ノ業態ニ於ケル勞働者ノ保

護制度トノ權衡將來ノ勞働立法トノ關係トヲ充分ニ考慮シ機ヲ見テ改メテ劃切ナル立案ヲ爲スヲ可トスヘク徒ニ立法ヲ急キ爲ニ禍ヲ將來ニ胎シ累ヲ産業ノ進展ニ及ホスナキヲ期セラレムコトヲ悃望ニ堪ヘサル所ナリ

其の後法案は勞働保險調查會特別委員會に於て小委員を舉げて審議を續行し、六月十四日開催の特別委員會に於て修正可決せられ、同調査委員會の總會及參與會議に附議せらるゝ運びとなつたので、七月十一日開催の理事會に於て當俱樂部の態度に關し、意見の交換を試みた。然るに本法案は當時政府部内に於ても成案を見るに至らず、昭和十年に至りて漸く其の法律の制定を見るに至つた。

## 第五十一章 經濟審議會の金輸出解禁問題

田中内閣は産業立國の主義を樹て、昭和二年の商工審議會に於ても中橋商工大臣は『産業立國主義の實行に當り、民間有識者の智識經驗を伺つて之が實行の具體策に萬遺憾なきを期したい』と述べたが、更に昭和三年九月産業の振興、生産能率の増進、分配の適正、社會政策的施設の充實、其の他國民生活安定の爲、必要なる經濟問題に關する重要事項を審議する爲に經濟審議會を設置した。經濟審議會は田中總理を會長として山本農林、中橋商工の兩大臣を副會長とし、審議會員は各省當局者は一人も之に加はらず、貴衆兩院議員もあつた。大多數は産業界の錚々たる人物にて殊に當俱樂部員を網羅して居り、金融界よりは土方日本銀行總裁一人あるのみにて、但だ法制局長官前田米藏氏を幹事長として各省應より幹事を出したのみであつた。而して當俱樂部よりは主事膳桂之助氏幹事として任命されたのであつた。

政府の諮問は

一、産業振興上緊要なる施設の要綱如何  
二、國民經濟に對する關係に於て財政上改善すべき事項如何  
三、社會政策上緊要なる施設及びその前後緩急如何

といふに在つたが、二に對しては國際收支の均衡を計るが爲に施設すべき對策、公債政策に關する根本方針、關稅政策の三方面より先づ審議すべきことを前田幹事長より要求し

更に

一、諮問第一號に就ては各種産業金融の對策、交通政策の根本策、動力問題  
二、諮問第二號に就ては國際收支の均衡を計る爲に施設すべき事項即ち金解禁の時機及び方法如何、公債政策に關する根本方針及改善すべき事項關稅政策の根本義  
三、諮問第三號に就ては勞働問題の對策、教育問題の對策

等を審議するを決した。審議の中心は第二號諮問に注がれ政府の意は此答申に於て金解禁問題に關し特に權威ある結論を得んとするに在つた。當俱樂部にては十月二十三日之を理事會の議に附し協議の結果、不取敢本件が産業上に及ぼす影響に關し調査を試むることとし、先づ會員全部に照會狀を發

して意見の提出を求めた。之に對し回答を寄せられたもの九十九に上つた。一方金解禁が相當影響あるべしと認めらるゝ主要會社に對しては調査員を派して夫々實情を調査せしめ、斯くて蒐集し得たる回答の中意見の明示なきもの十二通を除き、之を分類して次の表を得た。之によれば即時解禁を主張するもの二十六、或條件の下に解禁に贊する者三十三、解禁反對又は尙早とする者二十八にして、即時解禁を主張する者は主として金融業者、商業關係者であり、解禁反對又は尙早を主張する者は主として工業及鑛業關係者であつた。依つて是等の意見を分類整理し印刷の上政府當局、會員及關係各方面の參考に供した。

金解禁に對する會員意見の種別一覽

一、商業關係者	専ら又は主として經營する事業の種類	一定の條件の下に速に解禁すべしとするもの	
		昭和四年四月中を可とするもの	同年五月、六月、七月又は貿易轉換期を可とするもの
一三	即時解禁すべしとするもの		
四			
三			
四		期限を明示せざるもの	
一			對米爲替四十八弗又は四十八仙なりとするものを可とするもの
一一	計		
四			解禁反對、尙早意見又は之と同趣旨と認めらるるもの

内譯	二、工業及鑛業關係者											内譯			
	銀行	保險	信託	證券買賣	海外投資	貿易	鐵道	海運	工業及鑛業關係者	生糸及絹	綿業		毛糸紡織	電機	機械
	五	二	一	一	二	二	二	一	一	二	一	一	一	一	三
	一	一	一	一	一	一	一	八	一	一	一	二	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

總計	三、多數關係工業者	金屬製煉	石炭	石油	電氣	橡膠	茶、林業、	造食物製	飲食物製	製糖	化學工業	其他	窯業
二六	二				—		—						二
一五	三				—				—		二	—	—
一〇	—	二	—						—				
五				—									
三				—							二		
三三	四	二	—	二	—				二	四	—	—	—
二八	三	五	—			—	—	—	二	—	—	—	二

備考

- 一、本表は回答總數九十九通中明示なきもの十二通を除きたる八十七通に付調査したるものなり。
- 二、條件付解禁意見中には解禁の期日を豫告するを可とするもの十六其の豫告を否なりとするもの二あり。
- 三、銀行業者の即行論五名中の三名は理想としては即行を可とし、次善の策としては

來年の貿易轉換期を越えざる適當の期日を定め、即時公示するを可とするとの意見なり。

四、貿易業者及化學工業者の來年の貿易轉換期を適當の時期なりとする解禁意見中には其の方針に付ても第一段程に於ては該年度内に拂下ぐべき金に一定の限度を設け輸出工業に必要な原料品及機械又は生活必需品に對して優先拂下の許可を與へ其の實績をみたる上無條件解禁に移るを可とするとの意見各一を含む。

團理事長は金本位復歸による爲替の恢復、隨つて輸出貿易の減退、内地物價の下落、産業の衰退を憂へ、英國が金本位復歸後嘗めた苦痛に想到し、千九百二十六年の革命的總罷業の因が金本位復歸に發したることを熟知し、輕率なる金本位復歸論に賛成せず、金本位復歸は早晚實行しなければならぬにしても其の實行には相當の準備を必要とするとの意見を持して居つた。其の準備とは關稅其の他の政策により金本位復歸、爲替恢復より受くる産業の衰退を出來得る限り輕減せんとするに在つた。經濟審議會答申の第一に曰く

第一、金の輸出禁止はなるべく速に之を解除すること、但し其の實施に當りては金融上に激變を生ぜしめざる用意を爲すと共に、一時内地産業に及ぼすことあるべき影

響を軽減する爲適當なる措置を講ぜられんことを希望す

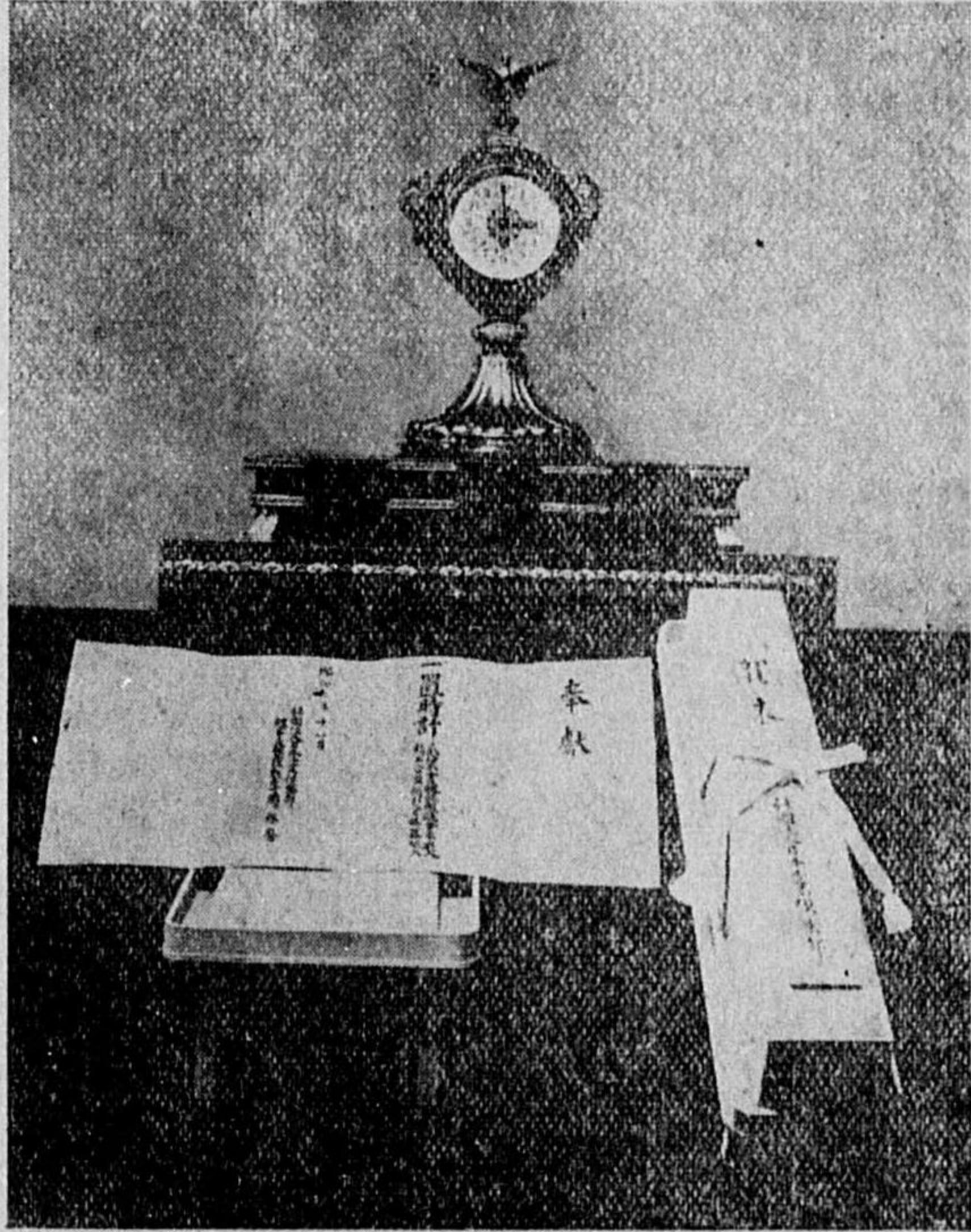
條件付金解禁の答申を得た田中内閣は終に金本位制復歸を斷行せず、内閣は昭和四年七月瓦解したが、濱口内閣成立するや前内閣の斷行しなかつた金本位復歸を直に聲明し、昭和五年一月より金の輸出を解禁した。折も折米國の恐慌より世界經濟界は極度の苦境に陥り、我が產業界は世界恐慌と金解禁の二重の重壓に苦しむことゝなつた。

尙ほ公債政策に關しては經濟審議會は公債總額を六十億圓と制限し、年々の累計剩餘金は其の二分の一を減債基金に繰入れ新規發行は年々償還の範圍に止め、而かも其の公債は生産的公債たるを要すと答申し、關稅政策に關しては次の如く議決した。

重要工業にして將來確實に事業成立の見込あるものに付一定の限度内に於て適宜輸入關稅を増減するの權限を政府に付與すること、但し其の實行に付ては委員會を設け豫め之を審査せしむることを要す

### 第五十二章 今上陛下御即位大典祝賀

昭和三年十一月十日今上陛下御即位の大典を行はせらるゝに付、臨時會員總會の決議により十月二日宮内大臣の手を経て置時計三十二金及臘銀製純金象嵌入精工舎鎖引八日卷器械入壹箇を天皇陛下に献上の手續を取り、御即



御大典奉祝記念献上品目録並賀表

位當日紫宸殿の御儀御濟みの後京都御所内に於て團理事長より左の賀表を宮内大臣の手許まで捧呈



して執奏を請ふた。

社團 日本工業俱樂部理事長 臣團琢磨言ウス伏シテ以フニ

天皇陛下今月今日ヲ以テ

即位ノ禮ヲ行ハセ給フ凡ソ普率ノ臣民孰レカ慶賀セサランヤ臣琢磨

誠歡誠喜頓首頓首臣聞ク

聖人極ニ御シテ萬方光ヲ仰クト恭シク惟ミルニ

陛下聰明睿智ノ資ヲ稟ケ

聖文神武ノ徳ヲ備ヘサセ給ヒ

皇祖

皇宗ノ宏謨ヲ紹キ天壤無窮ノ

寶位ニ登リ内ハ濟時ノ政ヲ發シテ人民ノ幸福ヲ進メ外ハ平世ノ化ヲ敷キテ寰宇ノ

和局ヲ協ヘ給ヘリ是ニ於テカ四海波靜ニシテ微風動カス工業日ニ殷ヘ商務月ニ

振ヒ家ニ餘財ノ蓄アリテ人ニ鼓腹ノ樂アリ是皆

陛下ノ治化休明ノ致ス所ニシテ人人交々慶シ老稚相和シテ

聖祚ノ益々隆ニシテ

皇家ノ愈々榮エサセ給ハムコトヲ祝セサルハナシ臣琢磨

明時ニ生レ常ニ工業ノ發展ヲ以テ念トナシ聊カ以テ

國家ニ貢獻スル所アラムト欲ス此ニ

昌期ニ遭遇シ

盛儀ヲ想望シテ歡忭ノ情ニ堪ヘス謹ミテ本俱樂部ヲ代表シ表ヲ奉リテ賀ヲ陳ヘ以

テ

聞ス臣琢磨誠歡誠喜頓首頓首謹ミテ言ウス

昭和三年十一月十日

社團 日本工業俱樂部理事長從五位勳二等 臣團琢磨 上表  
法人

斯くて十一月二十五日午後六時當俱樂部創立十二周年及開館八周年を兼ね、御大禮奉祝晚餐會を開き名譽會員、各會員及家族總計四百五十名參集團理事長より次の如き祝辭演説があつた。

『此度京都に於て擧げさせられました御大典の式も大體無事に終了致しましたことは吾々臣民と致しまして誠に御同慶に堪へない次第でございます。又明治大帝並に先帝の御偉業を御承繼遊ばされまして、茲に最も聰明なる又御壯年であらせらるる天子を迎へ奉つたといふことは、吾々の無上の幸福とする所であります。就きまして

は吾々は此昭和の御代の光が益々世界に輝くやうに誠心誠意各其業務に精勵努力致しまして以て此御大典を祝したいと考へます。茲に皆様の御同意を得まして天皇陛下並に皇后陛下の萬歳を三唱致したいと思ひます。  
天皇陛下皇后陛下萬歳（會衆唱和三唱）

### 第五十三章 團理事長受爵祝賀會

昭和三年十一月十日今上陛下御即位の日當俱樂部理事長團琢磨氏は勳功により特に男爵を授けられたので、十二月六日日本經濟聯盟會、日本工業俱樂部會員有志にて男爵團琢磨氏夫妻並に家族の方々を招待し、受爵祝賀會を俱樂部に開いた。來會者會員四百十四名、式場に於て男爵郷誠之助氏發起人總代として次の祝辭を述べた。

#### 男爵郷誠之助氏の祝辭（於式場）

私は甚だ僭越と存じますが、皆様のお勧めに依りまして發起人を代表して一言御挨拶申し上げます。

此度團君が永年實業界に盡されましたる故を以て、今回行はせられましたる御大典に際して榮爵を拜受されました其の光榮に對し平素より御指導を蒙つて居ります日本工業俱樂部經濟聯盟の委員が發起人と相成りまして、聊か祝意を表すべく此催を致したのであります。幸に男爵閣下、御夫人、御令嗣御夫妻、並に御次男勝磨君御揃ひ御尊

臨を辱う致しましたことを有難く御禮を申し上げます。此の機會に於て心からなる祝辭を拜呈することは私の最も欣幸とする所であります。

顧みますれば安政年間我國が三百年に亘る鎖國政策を一擲して、廣く外國と修好通商を結び、國是を定めまして以來僅々七十年、其の間に於て我經濟界實業界は駸々として異常なる發達進歩を遂げたのであります。團琢磨君は此の産業界の發達に際し殊勳者の御一人にあらせられまして、獨り我國に於て財界の元勳とし先輩として吾々が師事し尊敬して居るのみならず、廣く外國の各方面に於て尊敬をされて居りますことは私の申上げる迄もないこととあります。此の事が長くも天聽に達し、曠古の御大典を擧げさせられる機會に於て、此の度榮爵を拜受致されましたことは、獨り團君の御光榮に止まらず、日本工業俱樂部、經濟聯盟は勿論我實業界の光榮として欣びを禁じ得ない次第であります。

人も知る如く團君は三井に御關係の方であります。而して其の三井は貿易、工業將又金融の各方面に於て、我經濟界に偉大なる功績を擧げられ、今日盛大なる三井王國を建設致されましたるに就きましては、素より多士濟々の力ではあります、明治の初年に於ては三井家中興の功勞者とも申すべき三野村利左衛門君の如き傑物あり、後に至りましては中上川彦次郎君の如き一世の英傑あり、又技能萬人に擢てたる益田男爵の

如き方々もあらせられますが、團君の三井に對する功績、言換へますれば我經濟界に對する御功績は、決して是等の方々に劣らないのであります。率直に申上げれば團君の御活動振りは、派手やかではありませぬ。又綺羅びやかでもありません。併ながら其の精勵恪勤、質實穩健、倦まず撓まず事に當られまする點に至りましては、決して他の追隨を許さない所があるのであります。同君の最初の御事業として、而も今日の御榮達の因を爲して居る所の出發點は三池炭坑に對する同君の經營其の宜しきを得たる事を擧げなければならぬのであります。出水多量の爲に一時は絶望を稱へられたる三池炭坑に、當時の事務長として團君は敢然として萬難を排して採掘の事に關係せられまして、爾來十年一日の如く孜々として不安と困難と闘はれつゝ、不斷の努力を以て遂に三池炭坑の基礎を確立せしめましたることは、獨り三井家に對する功績に止らず、我工業界に於ける一大功績であるのであります。實に團君は我國立志傳中の一人として、後生青年の模範とするべきであると信ずるのであります。蓋し團君も思を當時の三池炭坑に於ける經營時代に致されましたならば、感慨無量なるものがあらうと思ふのであります。

同君は能く人に向つて自分は一個の坑夫に過ぎないと云ふことを申されますが、是は又餘りに御謙遜である。先輩に對して批評がましいことを申上げて甚だ失禮では

ありますが、團君の長所は寧ろ棟梁の才にあるのであります。大正三年三井合名會社の理事長として御就任、其の緻密なる頭腦、其の崇高なる人格、其の該博なる智識と相俟つて、三井家が直接間接に關係をされて居る所の有ゆる事業に總指揮官として、竝に我經濟界に活躍貢獻される一面には、我工業界の先覺者として、或は製鐵事業、或は理化學工業等、我工業の最も重要なものには、常に參畫盡瘁せられつゝありますことは、吾々苟も産業に志し實業界に居る者の、齊しく認むる所であります。又經濟産業に關する各種重要な官民の集合會議には、必ず出席せられまして、常に熱心に參畫せられ、又日常我國の國際經濟の發展に對しては、深く留意をせられ、勞働問題に對しては、仔細なる研究を遂げられます等、其の蹇々として、倦まざる御努力は、實に驚くべきものであります。男爵は元來蒲柳の質に承りまするが、其の恪勤精勵に至りましては、到底吾々の企及し能はざる所であります。是は蓋し同君の精神上の鍛鍊、其の修養の力に因るものであると、私共は平素より密かに敬服致して居る次第であります。數年前團君が英米訪問實業團の團長として米國に赴かれたる際に、男爵の母校たるボストン大學の工科の生徒一同が校堂に集つて、或る一日男爵を歓迎されたことがある。其の折に男爵が學生に向つて申述べられたることは、自己のモットーとしては、汝は働くべく學ばなければならぬと仰せられたやうに承知致して居ります。而して此の標語は男爵

御一生を通じての經歷と申上げて宜しいものであると思ふのであります。而して其の結晶が國家に對する勳功となり、それが又此の度榮爵を授けられたる所以であると思ふのであります。殊に漏れ承る所に依りますと、此の度の授爵は、嚴選に嚴選を重ねたる結果であると云ふこととでございますから、男爵の光榮は益々大なりと云ふべきであります。

尙ほ一言附加へて申上げたいことは、團君の過去數十年に亘る研究努力に對しては、或る半面に於ては、内助の功、其の宜しきを得たりと云ふことを信ずるのであります。故に私は今日御同席の令夫人に對して、滿腔の敬意を表し、此の度の御慶事に對し、謹で御祝を申上げる次第であります。終に臨みまして、男爵始め御一家の今後益々御繁昌ならんことを祈りまして、御健康を祝し、今後とも國家の爲に御盡力あらんことを切に希望致すのであります。私の申上げましたことは、支離滅裂で、或は失禮なることを申上げたることゝ存じますが、其の段は御容しを願ひたいと思ひます。唯私は私の造らざる所の感想を申述べて祝辭に代へるのであります。(拍手)

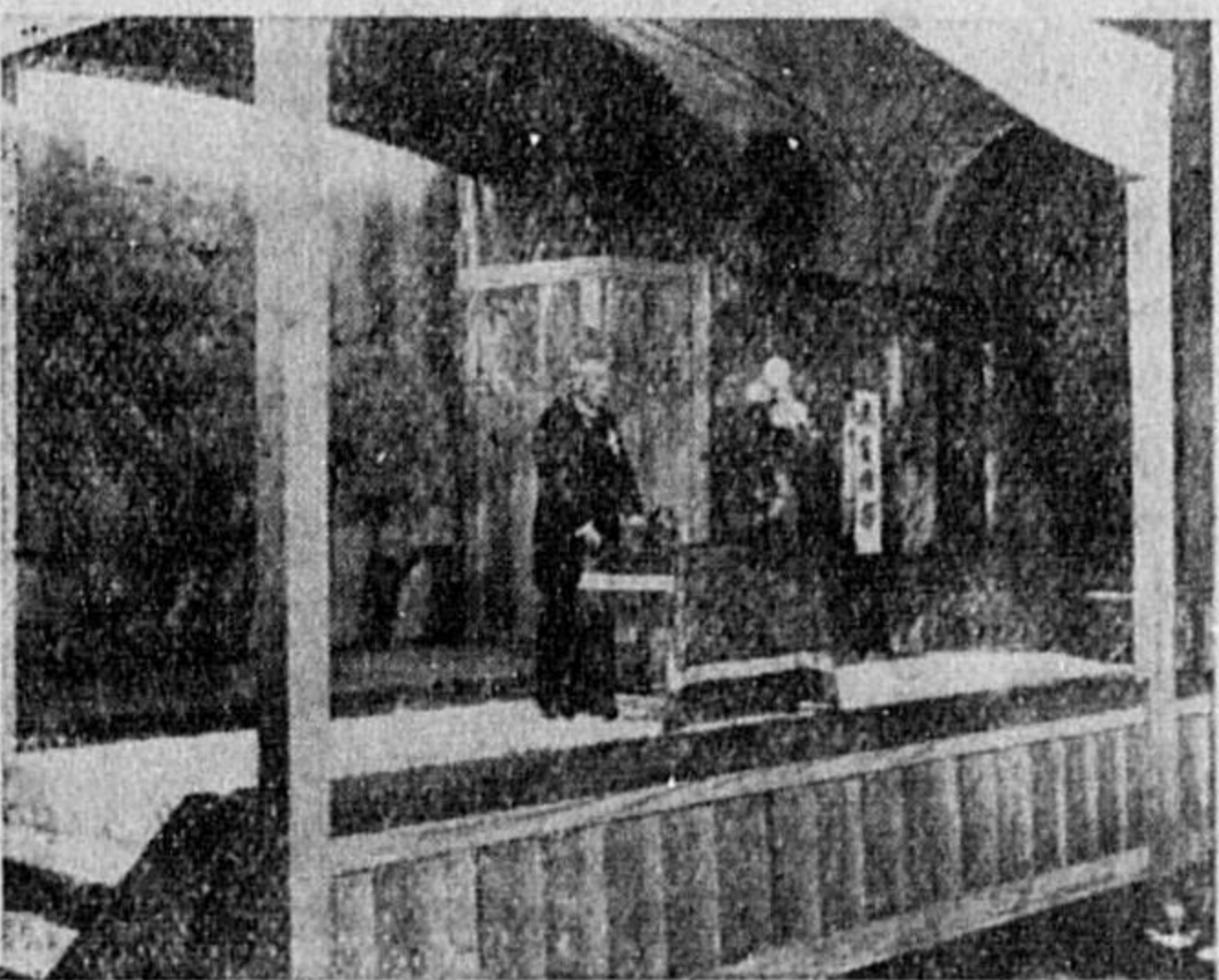
之に對して團男爵は壇上に進み出で、次の如く挨拶して謝辭を述べた。

#### 來賓男爵團琢磨氏の挨拶(於式場)

此度御大典の盛事に際しまして、不肖私圖らずも、授爵の恩命を蒙りました。今晚は

經濟聯盟會並に日本工業俱樂部の會員諸君が斯く多數お集り下さいまして、斯の如き宴會を開いてお喜び下さることは私に於て無上の光榮であります。何ともお禮の言葉もない次第でございます。殊に私一人のみならず家族の者まで御招待を蒙りまして、斯の如き光榮に浴すると云ふことは、衷心より感謝を表する次第でございます。

只今又郷男爵より過分の御讃辭を頂戴致しました。何分御讃辭には私如きの當らぬ所でございます。男爵の御言葉中にもありましたが、私は所謂九居りましたときのお噂もありました。就きましては其の時の所謂懷舊話をお笑草に一言申上げて見ようと思ひます。今日から見ると微々たることでありますが、其の當時三池の勝立炭坑と云ふものゝ解決を爲して居つたのであります。それが其の當時



候 中ノ團男爵

州の石炭掘から出て來たのであります。甚だ申すべき功績も持たないのであります。只今の御讃辭は如何にも適當しないやうに考へます。唯汗顔の至りでありますが、御厚意に對しては厚く御禮を申上げます。

非常な難問題が續出して居つたのであります。殆ど當感致したのであります。要するに勝立炭坑が成功しなければ三池はお仕舞だと云ふやうな狀況に陥つたのであります。そこで色々の方法を立てまして遂行することになつたのであります。其の遂行が出来ねば所謂失敗である、勝立炭坑の運命は三池の運命である、而して此勝立炭坑の運命は又私個人の運命である。要するに其の成否如何に依つては或は腹を切らなければならぬかも知れない。腹を切つた所が一向詰らぬ。要するに名譽と信用と云ふものをソツクリお仕舞にするので大分神經を痛めて決心して掛かつたのであります。所が中々色々な事が續出して、第一非常に水が多い、それが爲に中々事業の進行が出来ない、同時に又方々に火災が起る、炭山のことでありますから爆發と云ふやうなことが度々ある。所謂火と水とに攻められて居つたのであります。所がちよつと廻りますけれども、私が米國から歸つて來たときに、幼少の時から米國に行つて居つたもので、居つたのがフェノロサと云ふ哲學の先生、之がハーバート大學を出た人であり、從つて來ると何となく親しみを感じ、向ふも話相手になると云ふ所から、能く往來をして、當時大學の官舎に本人が居りまして、相當の月給を取つて居つたので、始終遊びに行つたのであります。所が時々斯う云ふものを買つて來たから見ると云ふや

うなことと懸物を見せられる、其の懸物を見て吃驚してしまつた。是まで幼少の時代でありますから懸物のことなどを考へたことはない。日本人がどんなものを書くか知らなかつた。所がフェノロサに會つて見せられたものが、こんな物が日本に在るかと思つて大に驚かされたことがある。それから微力ながら三池あたりへ行きまして時々骨董屋を冷かすと云ふやうなことがあつて、それが私の一つの趣味となつたのであります。所が今申上げましたやうに非常に困難になつて來た。偶に都に出て、都と云へば長崎とか福岡とか云ふ所であります。或時福岡に行つた所が、或人が懸物を持つて來た。お前は好きださうだから買はないか。それが非常に大きな箱に這入つて居りまして、其の箱の表書に不動尊の像と書いてある。而して下の方に興山寺と書いてある。其の箱は非常に古い。三百年も經つて居る。明けて見ると中は眞黒で何も見えない。見えないでは仕方がないが、併し兎に角何かになるだらう。無論其の頃は非常に安いものほか買へない。そこで其の黒い物を買つて、さうして洗つて見た。數箇月經つて出來上つたから是非來て見て呉れ、半分出來上つた時であります。それから用があつて福岡へ參りましたときに其の懸物を見た。さうすると美事に上の汚れが取れてしまつて、歴然と不動さんが出て來たのであります。其の以後何だか不動の像を見ると、火と水の間、に敢然として座つて居る。成程斯う云ふ心持になつてや

らなければいかぬ。此の心持を以て事に當つたら出來ぬことはあるまいと云ふやうなことと、其の後大に信仰を始めた譯であります。所が其の後どう云ふものか、其の懸物を得ましてから酷く調子が旨くなりました。一時私が築港を始めまして、是は又水と鬨はなければならぬ。其の水と鬨つて居つた所、是亦稍と思ひ通りに行つたと云ふやうなことと、大に不動を信仰することになりまして、私の家内なども其の不動の懸物を得た二十八日には必ずお祭をすると云ふことになつて來たのであります。其の時の状況如何にも面白く感じたのであります。今日日本の有様も、此の實業界と云ふものも、將來多少の波瀾は免れまいと思ひます。殊に經濟の膨脹と同時に吾々の責任も一層重大になつて來たやうに思ひます。今日の難關を切抜けるのには、矢張どうして不動の心を以て、不動と云ふ佛様は一體何から來たか存じませぬが、私の解釋する敢て難くはあるまいと思ひます。さうなつて來る以上は私も及ばずながら驥尾に附いて行く所までは行つて見る積りであります。而して幾分の御高恩に對して報いたいと云ふ精神だけは敢然として持つて居る積りであります。只今の郷男爵の御言葉に對しましては、どう御禮を申上げて宜いか分りませぬ。要するに實業界の一人として此の度御恩命を受けましたことは、是は皆様のお力の然らしむる所であると云ふこ

とを私は信じて疑ひませぬ。皆様に対して申上げる言葉はありませぬけれども唯重ねて御厚意に對しまして衷心より感謝を致す次第であります。此上申げる言葉を持ちませぬどうか御推察を願ひます。(拍手)

斯くて一同食卓に就き、食後郷男爵は再び起つて挨拶を述べ、藤山雷太氏は『團さんは觀音のやうな慈愛の中に不動の利劍を持つて居られる人である。三井の如き大王國を支配するのには慈愛と威信となければならぬ。而して團さんは見た處は實に温順しいお氣合の人であります。動かすべからざる不動の精神を持つて實業家殊に三井家を指導されたものと私は信じます。どうか其の精神を以つて此の上にも我實業界を末ながく御指導下されんことを偏に願つて置きます』と述べ、末延道成氏は『友人が段々凋落して行く間に團君は非常に幸福を得られて御家族御一同益々御繁昌で、今日御榮爵を賜はると云ふことは御芽出たいことであります。丁度三井でも第一番の長壽者が益田君、其の次の長壽者が團君と云ふことは誠に是は所謂幸福の結果であります』と述べ、其の發聲にて會員相和して萬歳を三唱し、乾盃の後團男

爵の謝辭があつた。

## 第五十四章 國際勞働事務局長招待會

ジュネーヴの國際勞働事務局長アルベルト・トーマ氏の一行は、我國が國際勞働會議可決の條約案を批准せざるものが多いので我國の批准促進に兼ねて東洋の産業及勞働事情視察の使命を帯び昭和三年十二月來朝した。日本經濟聯盟會及日本工業俱樂部兩團體の有志は十二月九日當俱樂部に於て一行の招待午餐會を開き、會員七十八名出席、團理事長は兩團體を代表して歡迎の挨拶をした。

右に對しアルベルト・トーマ氏は日本が國際勞働條約に關して批准せざる理由を質し、『日本に與へられたる特殊規定もあることなれば、日本の政府なり資本團體なりそれ等を代表する人が一たび求めて與へられた、即ち賛成して投票せられたそれ等のものは必ず實行して戴くといふことを私は期待し居る』と述べ午後二時散會したが、當日團理事長はトーマ氏と相對して懇篤に我國が國際勞働會議の條約案勸告案に賛成せざるもの多き理由を説明し、

工業發達の沿革、一般の習慣、國民の日常生活等社會的環境に原因するのみならず、勞働者の體質、能率及び其の團體組織等よりして自ら歐米に於ける制度と同一の歩調を取る能はず、又我國の工業の大多數が主として手工に依る家内工業的規模なるを以つて之に工場制度として發達したる勞働立法を其の儘適用し得ざる事情を述べ、更に我國に於ては勞働者の保護に關して必ずしも法律を要しないこと、我國に家族制度による相互扶助の習慣あること、勞働者と事業主との關係の特異性あること、法律の強制を俟たずして日用品の廉賣、住家の供給其の他勞働者の福利増進施設を爲せること、退職手當の制度あること、勞資協調に努力せること等より大戰後勞働者の間に矯激なる唯物的社會主義思想が瀰漫し來り勞働者團體が勞資間の鬭争を唯一の手段となし、産業上社會上に大なる慘害を與へつゝあることを詳しく説明した。トーマ氏は更に團理事長と個人的に面談したきことを申込み、十二月十七日當俱樂部に於て團理事長とトーマ氏と二人相對し、俱樂部主事膳桂之助氏之に加はり日本の勞働事情に就き十分の談話を交換した。



トーマ氏との談話に於て團理事長の力説した點は、華盛頓勞働會議條約案成立後、我國の經濟界が恐慌と震災とによる非常なる困難に遭遇せること、生産界は一般に少しでも多く働かねばならぬといふ氣持になり能率問題に没頭せること及び産業と政治の離反する傾嚮あること等であつた。此の最後の點に付團理事長は

『今一つ申上げて置きたいことは普通選舉の實施であるが、是が政治上に勘なからぬ變動を與へ、勞働者のアヂテーションが熾になり、社會思想は沸騰して、最近社會立法も著しく促進せられた。是は結構なことであるが、一面國民の考が動もすれば産業を離れて社會政策を偏重する嫌があり、産業と政治とが離反する傾向となつた。従つてさうでだに困難なる時期に在る産業が一層の難關に當面して居る次第である。』

實業家としては出来る限り國民全體の向上を圖るのに餘念はないが、それには先づ以て産業の根幹を培ふことが肝要である。華盛頓の第一回國際勞働會議の條約の主旨は勿論賛成であるが、今や日本の現状は漸く芽を出しかけた時であり、假すに時日を以つてすることが何よりも必要と思ふ。吾々は専心に勞働者の向上に力を盡したいと思つて居るが、只幾多の難件が簇出して即時的實施を至難ならしめて居る』

と語つた。トーマ氏は社會立法が經濟狀態の改善を助くる所以と、勞働組合の團體交渉が勞資相互の信頼を進める所以とを述べ、日本の勞働組合の人物を推賞したが、之に對し團理事長は今日の日本の産業組織は四十年來のことにして、未だ十分に安定を得ず、組織的産業の起れる一方今日尚ほファミリ本位の事業が多く、農業も小地主が多いことより、鑛山に於ては已に女子の坑内作業や夜業の禁止に力めて居ること、紡績業に於ては明年七月より深夜業廢止を爲すことに決定せる等、勞働者の幸福に就ては力以上に努力し、華盛頓條約の精神を遵奉せることを述べ、勞働組合に關しては其の行動の矯激なる點を指摘し次の如く述べた。

『勞働組合には御説の如く立派な人も居るが、然し是迄は却々過激でストライキのみならず工場破壊等をやる者もあつた。近頃は餘程穩健になつて來たことは喜ばしいが、然し日本の勞働組合の起つた時が悪るかつた。それは恰度露西亞の革命時分の赤い時に出來たのが多いからである。それから勞働組合の綱領を御覽になればお判りだが、勞資兩立せずといふことを標榜して居る。單に綱領の上ばかりで無く、彼等と話

して居ると結局其の態度が表はれる。彼等の多くは二十一、二歳の若い者が先頭に立つて例の綱領に従つて行動するのである。吾々は勞働者の眞の代表者とならば喜んで會見もするし、又所謂ウエルフェアウオーク等を爲す場合には援助もしつゝある次第である』

團理事長は勞働組合が甚しく左傾して實際勞資協力の不可能なること及び勞働組合幹部は必ずしも勞働者の眞の代表者に非ざることを指摘し、最後に我國の資本家に就いて一言を加へた。曰く

『尙ほ一つ御研究を願ひたいことは日本では動もすれば組合側から壓迫的なりと宣傳されて居る資本家、其の所謂資本家といふ者は多く表面に立つては居ない。實際に企業の經營に當る者は亦一種の勞務者で、斯る企業者が資本家を抑へつゝある状態である。それから今日の成功した資本家といふ者も實は勞働者上りの人が多い。例へば九州の麻生氏とか貝島氏とか云ふが如きは皆さうである。一般から資本家と呼ばれて居る者は決して所謂資本家ではなく、實をいへば日本の資本家程弱い者は無い。』

トーマ氏はジュネーブに歸つて日本視察報告書を國際勞働局理事會に提出した。其の骨子は勿論勞働組合主義に立脚したもので、日本の勞働立法に

嫌りないものであるが、日本の事情に就いては理事長の説明を諒とし、其の説明の事實を多分に取り入れてあつた。

### 第五十五章 調査委員組織變更

昭和四年二月十五日從來常設の勞働法調査委員會と關稅調査委員會とを廢止し、新に勞働問題調査委員會、産業問題調査委員會を設置し、左の諸氏に委員を委嘱した。

#### 勞働問題調査委員

(委員長) 内藤久寛

#### 委員

- |                         |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 赤羽克己                    | 一色帯兒  | 井上篤太郎 | 今岡純一郎 |
| 岩原謙三                    | 梅浦健吉  | 小倉正恒  | 小田久太郎 |
| 大友幸助                    | 黒川新次郎 | 笹村吉郎  | 鹿村美久  |
| 清水釘吉                    | 白石元治郎 | 杉山義雄  | 鈴木忠治  |
| 高田直屹                    | 高杉晋   | 武田良太郎 | 田原豊   |
| 戸村理順                    | 永井米藏  | 永原伸雄  | 長澤一夫  |
| 中野金次郎 <small>男爵</small> | 深尾隆太郎 | 藤岡淨吉  | 船田一雄  |
| 松村光三                    | 松村菊勇  | 持田巽   | 山本留次  |

#### 産業問題調査委員

- |          |       |                        |       |
|----------|-------|------------------------|-------|
| 横河民輔     | 横山信毅  | 吉村萬治郎                  | 鷺尾勇平  |
| 和田嘉衛     |       |                        |       |
| 男爵 中島久萬吉 | 小倉正恒  | 玉木懿夫 <small>男爵</small> | 東郷安   |
| 林季彦      | 諸井貫一  | 中松盛雄                   | 長岡徳治  |
| 阪本治郎     | 宮島清次郎 | 土肥脩策                   | 澁澤正雄  |
| 川井源八     | 山口喜三郎 | 井上憲一                   | 金子喜代太 |
| 鹽原又策     | 棚橋寅五郎 | 二神駿吉                   | 相馬半治  |
| 正田貞一郎    | 橋本卯太郎 | 牧田環                    | 鮎川義介  |
| 田中次郎     | 林幾太郎  | 今泉嘉一郎                  | 荻野元太郎 |
| 河手捨二     | 中井四郎  | 佐竹義文                   | 太刀川平治 |
| 中野金次郎    | 大谷登   | 内藤正太郎                  | 河合良成  |
| 柳莊太郎     | 杉野喜精  | 堀越善重郎                  | 南條金雄  |
| 加藤恭平     | 山田馬次郎 | 岡田信                    |       |

## 第五十六章 産業委員會法案反對

昭和四年二月十二日第五十六回帝國議會に於て産業委員會法案なるもの衆議院議員藤原米造氏より提出された。此の法案は一議員の提出ではあるが、産業委員會の設立に法的根據を與へて事業主を強制せんとの思想には相當の背景もあつて、其の成行は世上の重視する所となつた。

是より先き、大正十五年改正工場法の實施により常時五十人以上の職工を使用する工場は就業規則を作成し、之を地方廳に届出づることとなり、内務省社會局の内示に基き各府縣當局より作例を公示した處、作例には就業規則の改正を必要とする時は工場委員會に諮るを要すと工場委員會の設置を強要するが如き嫌ある箇條あり、其他法律の規定を超へて陰に行政手段を以つて事業主に強要干涉する箇條もあつて、大事業主は別として小事業主は強要に屈服し、若くは此が端緒となつて勞資間の紛議を醸すこと尠くないので、事業主は之を黙視する能はずとなし、同年九月二十八日大阪工業會、大阪商業會

議所、大阪府工業懇話會の三團體が發起となり、東京、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡及堺等各地の十六團體の代表者一堂に會し、政府に陳情書を提出し、陳情委員十名上京、十月十九日若槻總理大臣、濱口内務大臣等に面會陳情する所があり、總理及内相は考慮を約した。當俱樂部よりは専務理事男爵中島久萬吉氏之に参加し、大臣面會の外長岡社會局長官に面談交渉し、竟に社會局は内示した作例に不行届ありとて遺憾の意を表し、『未ダ工場委員會ノ設置ヲ見ザル内就業規則改正ノ必要ヲ生ジタルトキハ此規定ハ適用ヲ要スル限ニアラズ』との解釋を取り、各府縣工場課長に通牒することとなり、政府は工場委員會の設置を強要するにあらざる旨を明にし、既に内示作例によりて不本意ながら工場委員會設置の就業規則を作製した者は之を取下げ得ることとなり、事件は一先づ落着したことがあつた。

官民企業の間に行はれつゝある産業委員會は既に第十七章に述べた如く、多く企業者の自發的自由意思に出でたもので、偏に之によりて勞資間の意思の疏通を圖るを旨とし、固より勞資對立の思想より出でたものでは無かつた。

然るに一部には事業主を強制して産業委員會を設置せしめ、勞資對立して勞働條件の維持改善を圖るの機關たらしめんと思想あり、此の産業委員會法の如きも亦是の部に屬するもので、其の産業方面に及ぼす影響極めて重大なるものあるを以つて、二月十五日當俱樂部に於ては理事會と勞働問題調査會との聯合會を開催し、本案に付審議したが此の如き機關は勞資相互間の完全なる理解と信賴の下に自發的に設けられたる場合に於て始めて圓滑なる運用を期し得べきものにて、之を本法案の如く一律に強制せんとするは、却つて企業内部に事端を滋からしむるものなりとの左の趣旨の意見を決定した。

産業委員會の如き機關が自發的に發達し勞資の協調の爲に盡力するに至るは吾人の喜ぶ所なれど元來如此機關は勞資相互間の完全なる理解と信賴との下に自發的に設けられたる場合に於て始めて圓滑なる運用を期し得べし、然るに本法案の如く工場及鑛山の事情及當事者の如何に顧慮することなく一律に之を強制せんとするが如きは其の目的を達成することを得ざるのみならず却て企業内部に事端を繁多ならしめ産業の平和を攪亂する懸念甚大なるものあるを以て本法案に對しては直ちに賛意を表する能はざるを遺憾とす

尙ほ二月二十三日理事中の有志參集し、住友合資會社、三菱造船會社、共同印刷會社、東京製綱會社及秀英舎に於ける當務者を招き、各社に於て多年實驗せられたる工場委員制度に關する經驗談及び今回の産業委員會法案に對する意見感想等を聴取した。

此の法案に對し大日本紡績聯合會、大阪工業會、兵庫縣工業懇談會、日本商工會議所、東京鐵工機械同業組合、北九州主要事業主團體工親會、東京電氣業組合、日本羊毛工業會、東京實業組合聯合會等期せずして其の強制的法制に反對し、本法案は衆議院特別委員の議に附せられたるも竟に成立を見るに至らなかつた。又社會民衆黨の代議士鈴木文治氏は勞働組合法案を衆議院に提出し、案は同一特別委員に附託せられたるも是れ亦成立を見るに至らなかつた。

## 第五十七章 萬國工業會議

米國機械學會の工學博士エルマー・エースペリー氏の熱心なる主張により、萬國工業會議を日本に於て開催したしとの議があり、大正十四年三月我が東京帝國大學の教授加茂正雄氏に宛て、米國機械學會の役員は全員一致を以つて今後五年以内に萬國工業會議を日本に於て開催することに關して國內の各學會に勧誘せんと欲するを以つて關係要路と協議の上回答ありたき旨を通じて來た。我國工業關係の九團體を以つて組織し、男爵古市公威氏會長とし、男爵斯波忠三郎氏を副會長とせる社團法人工學會は、此の會の開催が日米兩國の技術者を接近せしめ、將來協力の目的を達せしむるであらうし、又彼地有識者が渡日して親しく日本の進歩を見聞することは兩國民間の理解を増進せしむる捷徑であると考へ、大體に於て其の主催に當る方針を決し、一方スペリー氏に對して萬國工業會議の規約及範圍に就きて交渉すると共に四月十五日古市、斯波、加茂の三博士は技術者出身にして米國に友人多き當俱樂部

の理事長たる團博士に對し、特に會議開催に付協力を求めて來た。團理事長は此の催には衷心より賛成して之を承諾し、越へて同月二十七日商工大臣野田卯太郎氏宛に古市工學會長以下十二學會長等の名を以つて來る十八年を期して此の會を開くべきを以つて、經費其の他の點に就きて相當援助ありたき旨を上申した。商工省にては五月二十二日工務局長より當俱樂部の意見の開陳を要求して來り、當俱樂部は理事長の名を以て次の如く答申した。

拜復五月二十二日附工場第三七六三號ヲ以テ本邦ニ於テ萬國工業會議開催ノ件ニ關シ御照會ノ件拜見致候處右ハ各學會一致ノ希望ニテ我工業界ノ現状ヲ紹介スルト同時ニ廣ク萬國ノ智識ヲ收受シ内外交歡ノ内ニ相互ノ了解ヲ得テ本邦斯界發展ノ機運ヲ促進シ兼テ國際上ノ關係ヲ親密ニスルコトハ頗ル機宜ニ適シタル舉ト被存候テ全然御趣意ニハ賛成ニ候間當局ニ於テハ右希望ヲ貫徹致候様御配慮ヲ被リ度茲ニ御回答旁得貴意候

敬具

大正十四年六月九日

社團日本工業俱樂部

理事長 團 琢 磨

商工省工務局長 宮内國太郎殿

我が政府に於ては數年後の支出を豫約するに難色があつたが、米國に於てはスペリー博士等熱心に其の實現を希望し、遂に大統領フーヴァー氏を動かすに至り、十五年六月特に古市、斯波、團の三博士に宛て米國五大工業會は一致を以つて萬國工業會議を日本に開くことに協賛する旨を打電するに至つた。斯かる内外の情勢の結果、大正十五年十月時の若槻内閣總理大臣は工學會の理事並に學會實業界の有力者二十餘名を會し、政府に協賛の意あること並に十五萬圓以内の補助金を政府に於て支出すべき旨を發表した。是に於て昭和二年一月先づ萬國工業會議開催準備委員會を組織することとなり、日本工學會の構成分子たる日本鑛學會、日本製鋼協會、土木學會、造船協會、建築學會、工業化學會、衛生工業協會、電氣學會、電信電話學會、機械學會、照明學會、火兵學會の幹部を始め各方面の主なる人と並に諸團體の代表者を以つてその委員となし、工學會理事長男爵古市公威氏を委員長に推し、同年三月第一回、九月第二回準備委員會を開催して、萬國工業會議規則を制定し、尋で萬國工業會議に關す

る第一次豫告書を廣く内地及諸外國に配布して、茲に昭和四年十月下旬より二週間萬國工業會議を東京に開催することを宣言した。

準備工作の進捗するに従ひ新に萬國工業會議評議員會を設け、凡て重要な事項は此の評議員會に於て決定することとなつた。評議員は始め三百七十名を以つて組織されたが後には五百名の多數に上つた。斯くて昭和三年十月二十八日第一回評議員會に於て諸規定を議定し、會長には男爵古市公威氏を、副會長には當俱樂部理事長男爵團琢磨氏、男爵斯波忠三郎氏、商工次官男爵四條隆英氏及び各學會の會長を推すこととなつた。

是より先き秩父宮雍仁親王殿下には總裁たることを聽許あらせられ、昭和三年七月二十七日總裁奉戴會を當俱樂部に催し、名譽會長田中内閣總理大臣以下役員一同殿下を迎へ奉り、殿下より『此の會議によつて我が工業界が直接列國の權威者を迎へ得て、我國の文化及國情の真相を列國人に理解せしむることは國際親善の上に好き機會である。十分準備を整へて參加諸國の期待に背かないやうにありたい』との令旨を賜つた。是より名譽役員及名譽

會員の推薦論文發表、期間、見學旅行等の基礎的事項を審議したる上、我國空前の會議たる萬國工業會議は昭和四年十月二十九日東京日比谷公會堂に於て其の開會式を擧ぐるこゝとなつた。是の日總裁秩父宮殿下御臨場あつて令旨を賜はり、名譽會長内閣總理大臣濱口雄幸氏、會長男爵古市公威氏及來會々員の演説があつたが、殿下の令旨は我國の工業界及國際間の産業通商の趨勢を述べられ本會の齎すべき効果に及ぼされた。

來會者の爲に早くも遊覽旅行の日程が作られ十月二十五日より日光、箱根に赴きたる團體あり、二十八日夜は帝國ホテルに於て會長の接見あり、二十九日は開會式後總會を開き議事規則の議定各部委員長の選任等を終へ、夜總理大臣官邸に於て濱口總理の接見あり、翌三十日より十一月一日まで十二の部會は貴衆兩院の議事堂に分れて開催され、二日見學旅行、三日觀光旅行、四日より六日まで部會會員は其の間種々の歓迎の催に忙殺され、七日衆議院議事堂に於て總會及閉會式を行つて會議は無事に終了した。此の外來會員中ラヂオ放送及東京帝國大學工學部講堂、當俱樂部、東京大阪朝日新聞社朝日講堂、神

戶縣會議事堂に於て講演を爲した者があり、又た京都奈良の觀光、さては臺灣、朝鮮、滿洲にまで旅行した者もあつた。此の會議と同時に萬國動力會議も東京に開かれた。

工業會議は開會數日に過ぎなかつたものゝ、規模の大なりしことは其の名の示す如く全く世界的であつて、其の影響の大なりしことも亦世界的であつた。會員は約四千五百名特に海外會員九百八十五名中來朝せしもの總計六百七十一名の多きに達した。別して米國の如きは代表及正會員百六十名及び是等の同伴者たる客員百三十名計二百九十八名の來朝を見たのである。其の參加の國々は歐米諸國を始めとして四十二ヶ國に及んで居るし、研究所、學會、協會、試験所及大學等團體の代表を送つて參加せしもの二百三十を算へた。

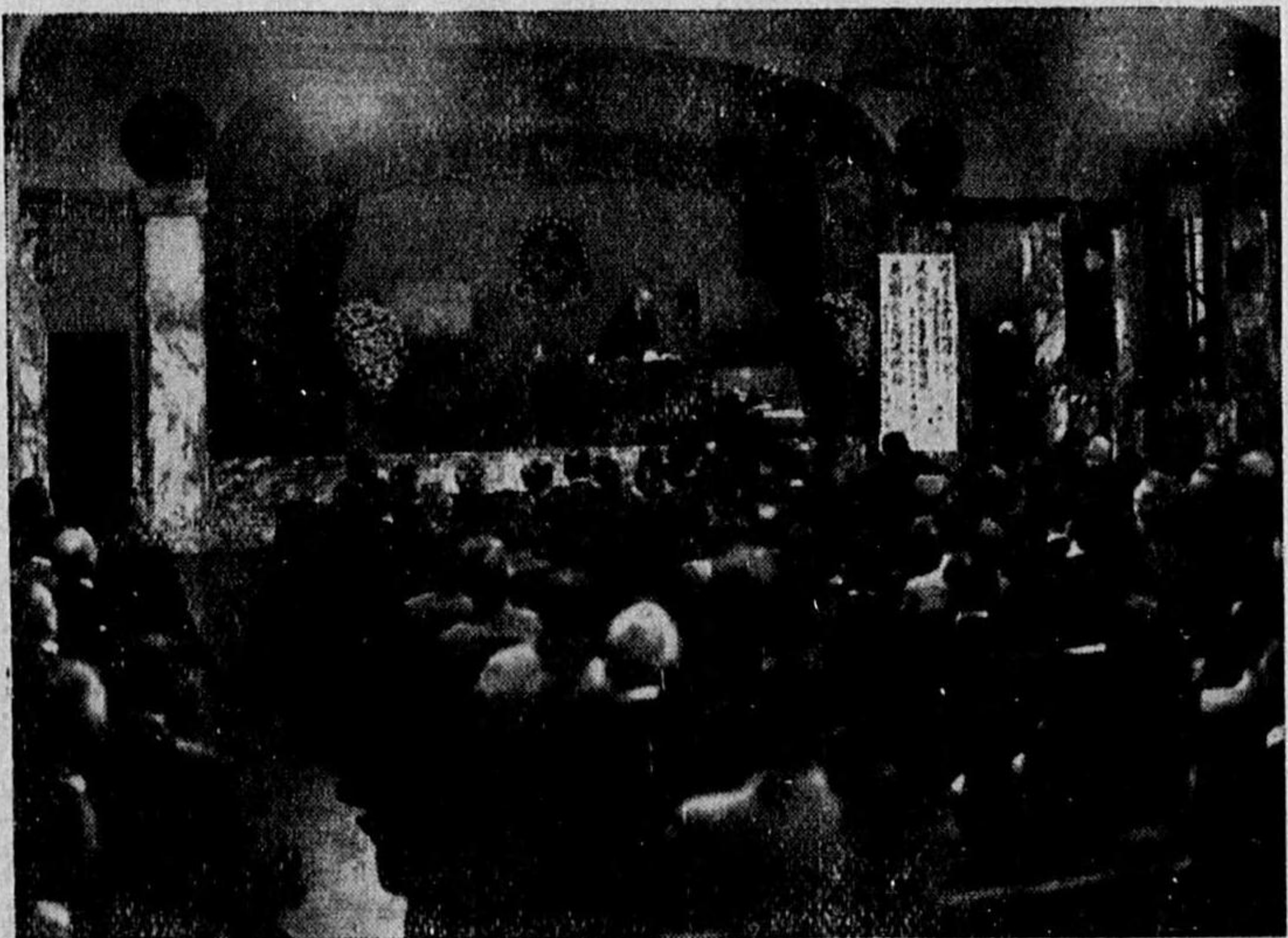
此の會議は工業一般、工業科學、精密機械、航空及工業材料、建築及構造工學、土木、鐵道及運輸、通信、動力、電氣工學及照明、機械工學、冷凍、紡績及自動車、造船及船用機關、化學工業、燃料及燃燒、鑛山及冶金、科學的管理の十二部會に分たれ、之に



提出せられたる論文數は八百十三篇に上つた。この四十二ヶ國よりの來朝者が其の國又は世界に於ける第一流の學者を網羅して居たことは此の會議の最も光彩を放つた所であり、又此の會議をして最も効果を大ならしめたものであつた。來會の會員に對し各方面に於て工場、造船所、都市港灣の設備、古美術を開放し、風景古蹟の遊覽にあらゆる便宜を提供し、鐵道省は無賃乗車券を發行し、又各方面より十日間九十二回の招待があり、萬國工業會議の頭文字 W、E、C をウキー、イト、コンスタントリーと洒落れた程御馳走責めに殆ど應接に違がなく、空前の歡待に來會者の満足の狀は英國のウエイキハム氏が『日本は五六百の大使を全世界に遣したと同様の効果を收めた』と評して居たことにも其の一端を窺ひ知られる。

此の會議の經費四十九萬圓、政府補助金十五萬圓の外民間寄附金二十七萬圓に上り、其の寄附金募集に當り當俱樂部與つて力あるのみならず、會議の準備時代より事務室を提供して事務に協力し、會議の庶務、會計は當俱樂部の主事膳桂之助氏之に當り、俱樂部の機關を動員して萬般の準備を整へ、十日間の

會議及び見學、時間正確、進退一絲亂れず、殊に各所の見學に於ては往々に自動車があり、見學を終へれば御馳走があり、内外の會員一の混雜もなく、満足の中に日程を進行せしめた。この會議の進行及論文の編輯に就いては農商務省の吉野信次氏、東京工科大学の佐野秀之助氏各之に當り、古河合名の福地信世氏専ら經畫萬端に與つて會議の進行に遺憾なからしめた。後高松宮殿下獨逸に御巡遊の時、獨逸にても日本の如く斯く組織的な工業會議は出來難しと言はれて面目を施されたと、



萬國工業會議員講演會

古市會長と斯波副會長が宮家に招かれた時御話があつたといふ。又當俱樂部は十月三十日夜日本經濟聯盟會と聯合して歓迎の夜會を開いた。當夜會する者内外の紳士淑女堂に溢れ、肩々相摩するの盛況で、各得意の舞踏に更の深くるをも知らぬ有様であつた。翌十一月一日の當俱樂部に於ける講演會は左の獨、米、英三國の博士出席し次の題目に付各熱辯を揮つた。

科學及工業博物館に就て　オスカール・フォン・ミラー博士  
米國に於ける産業調査組織　エム・ダブリュー・アレキサンダー博士  
英國に於ける淨水供給　ダブリュー・シー・エス・ビニー博士

### 第五十八章 諮問、照會、答申、提議一束

關東震災以後に於ける政府其他よりの諮問、照會及之に對する答申の既記以外のもの及當俱樂部の提議を一括すれば左の如くである。

#### (一) 國際間電氣需要に關する回答

大正十三年十一月十八日附京城商業會議所より當俱樂部宛左記の照會に接した。

#### 國際間電氣需給ニ關スル件

拜啓時下向寒ノ候愈御清適奉賀候陳者左記事項ニ就キ御高見拜承仕度御多忙中誠ニ恐縮ニ存候得共特ニ懇願仕候

記

- 一、國際間ノ電氣需給ニ際シ關稅法上電氣ヲ貨物トシテ輸出入稅ヲ課スヘキカ貨物ニ非ストシテ無稅トスヘキカ
- 二、歐米各國間ニ條約其他ニヨリ本件ニ關スル前例有之候哉
- 三、國際法上本件ニ關スル何ラカノ前例規約若ハ慣習有之候哉
- 四、國際法上ノ御見解

五、其他本件ニ關スル參考事項  
備考

右ハ目下支那安東縣ヨリ當地新義州へ配送セル電力ニ就キ支那側ノ關稅法上ノ解釋不明ノタメ日支間ノ懸案ト相成居ル事件ノ參考ト致スモノニ御座候  
朝鮮總督府ハ電氣ヲ貨物ニ非ストシ輸出入稅共無稅ト致居候

依て十一月二十二日の關稅政策調查委員會に附議の結果之に對する調査を委員松永安左エ門氏に委囑し、委員會の可決を經、十二月十三日理事會承認の上左の如く同會議所へ回答に及んだ。

國際間電氣需給ニ關スル回答書

第一、國際間ノ電氣需給ニ際シ關稅法上電氣ヲ貨物トシテ課稅スベキカ否カノ貴問ニ對シテハ現行法ノ解釋上ハ勿論本邦關稅政策上ヨリモ課稅スベキモノニアラズト信ズ

第二、歐米各國間ニ於ケル本件ニ關スル條約ノ有無如何ハ不明ナルモ現ニ瑞西ヨリ佛蘭西、伊太利ニ電力ヲ供給シツ、アルニ對シ伊太利ガ之ニ課稅シツ、アルハ吾人ノ知ル限りニ於テ唯一ノ實例ナリトス其ノ他目下國際的電力需給計畫中ニ屬スルモノハ二三之レナキニアラズ

第三、國際法上本件ニ關スル前例トシテハ一九二三年國際聯盟第二回交通總會ニ於ケル協定事項ハ本件ニ關シ間接的影響アルモノト認ム

第四、國際上ノ見解及第五其他ノ參考事項ニ付テハ別冊ヲ參照セラレ度シ

理由書

一、國際間ノ電氣需給ニ際シ關稅法上電氣ヲ貨物トシテ輸出入稅ヲ課スベキカ、貨物ニ非ズトシテ無稅トスベキカ

回答

(輸出入稅ハ是レヲ課セザルヲ可ト信ズ)

(理由)

(1)我國ニ於ケル貨物ノ意義

我國法ニ於テハ電氣ヲ貨物トセザルヲ原則トス

民法ニ於ケル物(八五條) 刑法ニ於ケル財物(二三五條) 民事訴訟ニ於ケル訴訟物(二條)ハ原則トシテ有體性ノ物ヲ指ス。電氣ヲ物ト同時ニ取扱フ唯一ノ特例ハ刑法第二四五條ニ於テ同法第三十六章ノ罪ニ對シテノミ電氣ヲ財物ト看做ス可キ事ヲ規定セルノミナリ。關稅法第一條ノ貨物ハ勿論有體性ノ物ヲ指ス。現行ノ同法ニ於テハ電氣ヲ貨物トシテ看做ス可キ何等ノ規定ナシ、故ニ同法ニ於テ電氣ヲ貨物トシ

テ取扱ハントスレバ刑法ニ於ケルガ如ク別ニ其旨ヲ明ニスル一ケ條ヲ附加スルノ要アリ

但シ法律上ノモノヲ只吾人ノ通念ニ於テ取引ノ物體トシテ認メラル、有體性ノ物ニ限ラズ、無體性ノモノヲモ含マシムル佛蘭西民法ノ如キニ於テハ電氣ハ勿論物ナリ。故ニ輸出入課税ノ目的物トナシ得ルハ論ナシ

然ルニ我國法ニ於テハ物ハ吾人ノ通念ニ於テ取引ノ物體トシテ認メラル、有體性ノモノニ限ル事トナリ居ルガ故ニ特ニ電氣ヲ物トシテ取扱フ特別規定ノナキ以上是レヲ物トシテ關稅課税ノ目的物トナシ得ザル可シ

(2) 關稅政策上ヨリノ見地

國庫ノ收入ヲ目的トスル關稅政策上ヨリ電氣ニ輸出入税ヲ課スルノ點ハ考慮ニ値セザル可シ、何トナレバ電氣ノ國際的需給ノ實際上ニ於テ其勞ニ對シ得ル所比較的少額ニシテ國庫ノ多大ナル收入財源トシテ豫期シ得ザルガ故ナリ。然レ共國家ノ産業政策ヲ目的トスル場合ハ頗ル重大ナル關係ヲ有ス、故ニ以下少シク此ノ點ニ就テ論ズル所アルベシ

元來電氣ヲ輸出シ又ハ輸入スルハ一般的ニ水力ノ豐富ナル國ガ是ヲ輸出シ、其少ナキモノガ是レヲ輸入スル場合ニシテ汽力發電ニ依ルモノガ是ヲ輸出セントスル

ハ例外ニ屬ス、只將來ニ於テハ中歐諸國家ニ於テアリ得ベキ可能性ハアルモ現在ニ於テハ是ナシ、(第二問ニ對スル回答參照)故ニ本項ニ於テ論ズル所ハ水力ノ場合ニ限ル

A 輸出ノ場合

電氣ハ全産業ノ原動力ナルガ故ニ其多少其代價ノ高低ハ直チニ一國産業ノ消長ニ極メテ重大ナル關係ヲ有ス、故ニ其輸出ヲ禁止シ又ハ之ニ課税シテ制限スル場合ハ國內ノ供給ヲ豐富ニシ、産業ノ興隆ヲ大ナラシムベシトナスモノアランモ其ハ電氣事業ノ性質ヲ了解セザルモノ、言ト謂ハザルヲ得ズ、何トナレバ水力電氣ノ開發ニハ非常ニ多額ノ資金ト長期ノ時日トヲ要ス、故ニ其需要ガ經濟的ニ水力ヲ開發シ得ルノ點ニ達セザル限り如何ニ多大ノ發電水力ヲ有スト雖モ決シテ開發セラル、モノニ非ズ又發電所ノ建設ハ其ノ成ルト共ニ直チニ全能力ヲ發揮ス可キ負荷ノカカルモノニ非ズ、多クハ數年ノ後ニ至リテ始メテ最經濟的運轉ヲ爲シ得ルモノナリ。是レヲ廣ク全國的ニ見ル場合ハ特ニ然リトス、尤モ我國ノ特殊ノ地方ニ於ケルガ如ク需要ハ常ニ供給ヲ超過スル地方ニ於テハ必ズシモ然ラザルガ是レハ一般的ノモノニ非ズ、故ニ或ル期間ヲ限リテ其餘剩電力ヲ國外ニ輸出セシムルハ國內ノ天然資源ノ開發ヲ助長セシムルノ結果ヲ招來ス可シ。從ツテ此ノ餘剩電力ノ輸出ニ對シ

テハ課税セザルヲ可トス。大戰勃發ノ前後迄ハ瑞西ヲ除キ他ノ諸國ハ電力ノ國外輸出ヲ禁止スルノ政策ヲ採リ來リシモ戰後ニ至リテハ前記ノ理由ニ依リ皆無稅輸出ノ政策ヲ採リ居ルガ如シ

右ノ如ク無稅輸出ヲ可トスト謂フモ無制限ニ輸出セシム可キニ非ザルハ勿論ナリ。即チ國內利用ノ途ナキモノ公益上必要アル場合ニ於テハ輸出契約ヲ解除スル事、契約ハ二十年内外以下ノ期限ヲ附スル事等ノ條件ヲ附スルヲ要スベシ

B 輸入ノ場合

先ニ一言セルガ如ク電氣ノ輸入ハ其國ノ發電資源ガ僅少ナル場合ヲ通例トス、安價ナルガ故ニ是レヲ輸入スルノ例ハ未ダ是ヲ見ズ、元來電氣ノ發送電設備ハ對內的及對外的ノ一般經濟狀態ニ於テ格段ナル相違ナキ限り各國共ニ甚シキ差違アルモノニ非ズ、從ツテ其發電原價ハ各國共ニ多クハ相似タルモノナリ、實價ノ相違ハ各國狀ニ依リ一般物價及金利ノ不同ニ基ク場合多シ、故ニ輸入スル電氣ノ原價ガ其國內ニ於ケル發電原價ヨリモ甚シク安價ナル場合ハ其輸入國ニ於ケル發電資源ノ僅少ナルニ基クモノナリト爲サザル可カラズ

發電資源ノ僅少ナル國家ガ全産業ノ原動力ナル電氣ヲ輸入スル場合、夫ニ課税スルノ不可ナルハ謂フ迄モナシ却ツテ或ル特別ノ手段ヲ講ジテ其輸入ヲ獎勵スルノ

方途ニ出デザル可カラズ、次ニ考慮ヲ要スルハ發電水力資源ハ相當ニ有ルモ電氣事業ノ未ダ大ナル進展ヲ見ザル國家ガ電氣ヲ輸入スル場合ナリ、此場合ニ於テハ國防的並ニ電氣事業其ノモノ、發達助長ノ見地ヨリシテ適當ノ輸入税ヲ課スルハ當然ナルベシ。例ヘバ伊太利ノ如キ即チ是ナリ同國ハ瑞西ヨリノ輸入電氣ニ對シ課税シツ、アリ是ト同時ニ同國ハ國內水力ノ開發ニ頗ル大ナル獎勵金ヲ支出シツ、アリ即チ水力發電一KWニ對シ一ケ年一五〇リヲノ獎勵金ヲ二十ケ年間交付スル事トナセリ

是ヲ要スルニ伊太利ノ如キハ特種ノ事情ニ依ルモノニシテ一般的ニ謂フ場合ハ全産業ノ發展ナル見地ヨリシテ斯カル原動力ノ輸入ニ對シテハ課税セザルヲ可トスルニ論ナシ

二、歐米各國間ニ條約其他ニ依リ本件ニ關スル前例有之候哉

回 答

條約ノ有無ハ不明ナルモ實例アリ左ノ如シ。

(1) 歐洲ニ於ケルモノ

A 實行中

瑞西ヨリ佛蘭西伊太利ニ輸出ス

瑞西ハ一九二三年度ニ於テ、全發電々力量ノ一六パーセント即チ約五億萬キロワット時ヲ輸出セリ其大部分ハ佛蘭西(ローレーンヲ含ム)ニシテ一部分ヲ伊太利ニ輸送ス輸出ニ對シテハ無稅ナリ。佛蘭西ハ其輸入ニ對シテハ無稅ナルガ如ク伊太利ハ已ニ記述セルガ如ク課稅シツ、アリ

瑞西ノ電氣輸出ニ關スル制限ハ一九一五年水利法案ヲ其國會ニ提出セル時獨逸語説明委員ヴィタール氏ガナセル演述ヨリ見ルニ左ノ如シ

- イ、電氣ヲ輸出セントスル者ハ内閣ニ申請シ其許可ヲ受ク可シ
- ロ、輸出ハ國內ニ於テ利用シ得ザル餘剩電力トス
- ハ、輸出ノ期限ハ二十ケ年以内トス
- ニ、内閣ニ於テ公益上必要ナリト認メタル場合ハ契約期限内ト雖賠償ヲナシテ輸出ヲ禁止スル事ヲ得

尙ホ一九一九年ニ於テ國外輸出ノ許可ヲ得居ルモノ約七萬一千餘馬力アリ。又駐日瑞西公使ノ謂フ所ニ依レバ同國ガ佛伊ニ對シ電氣ヲ輸出スルニ當リ特別ノ條約又ハ協定ノ如キモノ無之ト

B 計畫

イ、スカンディナヴィア諸國間

諾威ノ水力電氣ヲ丁抹及北部獨逸ニ輸出セントスルモノ

右ハ一九二一年以來諾威瑞典及丁抹ノ三國間ニ電力輸送問題ノ調査委員會ヲ開キ研究シ既ニ成案ヲ發表セリ。同委員會ハ各國ニ宛計六名ノ委員ヨリ成ル

發表セラレタル案ニ依レバ諾威ノ水力電氣ヲ初メ約五萬キロワット丁抹ニ輸出シ將來ハ是レヲ十五萬七千キロワットニ増加セントシ更ニ必要アラバ北部獨逸ニ其輸送線路ヲ延長セントスルモノナリ

輸送ノ方法ハ大別シテ二トス即チ一ハスカゲラツク海岸ヨリ直流高壓(二十二萬ボルト)ノ海底電線ニヨリテジユトランドニ至ルモノ、他ハ交流高壓(十三萬二千ボルト)架空線路ニヨリ瑞典ノ海岸ヲ通過シズント海峽ヲ横斷シテジーランドニ至ルモノナリ

此ノ電氣ノ國際的需給ニ關シ輸出入稅ヲ課スルヤ否ヤニ就テハ未ダ決定シ居ラザルガ如キモ本年夏ロンドンニ於テ開催セラレタル第一回世界動力會議ニ諾威及丁抹ヨリ提出セル報告書ニ據レバ輸出入共ニ無稅トス可シト主張シ居レバ恐ラク實現ノ後ニ於テモ課稅セラル、ガ如キ事ナカル可シ

ロ、中歐諸國間

是ハ未ダ前ノスカンディナヴィア諸國ニ於ケルモノ程具體的トナリ居ルモノニ

非ズ。唯獨逸ガ戰後多數ノ石炭產地ヲ失ヘル結果中部獨逸ニ在ル多量ノ劣質炭即チアラウンコール及トルフ等ヲ利用シテ大規模ノ發電ヲ爲ス事ニ熱心ニ研究スル所アリシガ最近ニ至リ其成績ノ頗ル優良ニシテ既ニ伯林ニ對シ供給スル一ヶ所ニテ十六萬キロワットノ褐炭使用發電所ヲ完成シ居レル状態ナリ。此ノ良好ナル成績ノ結果獨逸ニハ比較的僅少ナル水力ト此ノ劣質使用汽力發電所トヲ基底負荷用發電所トナシ良質炭使用ノ從來ノ發電所ヲ尖頭負荷用ニ使用スル大計畫ヲ建テ着々實行シツ、アリ。是ノ完成ノ結果生ズ可キ餘剩電力ヲ各隣邦ニ輸出ス可ク豫期セルガ如シ

(2) 米 國

米國ニ於テ現在國際間ニ電力ノ需給アルヤ詳カニセズト雖恐ラク無之カル可シト信ズ、何トナレバ未ダ同國ニ於テ問題トナリ居ルハ唯將來ノ事ノミニテ現實ニ生ジタル何等ノ問題アルヲ聞カザレバナリ。若シアリトスレバ、エルバソヨリ其對岸ノメキシコ領カ又ハ南部カリフォルニアヨリメキシコノ太平洋岸地方ニ送電スルモノナル可キモ國際間ノ問題トナルベキ程ノモノニ非ズ

米國ニ於テ論ゼラレツ、アルモノハ加奈陀ヨリ頗ル多量ノ水力電氣(約三百萬馬力以上)ヲ受電スルノ要アリトナスノ件ナリ。是モ未ダ何等具體的ニ交渉ヲ開始セ

ル事ナク唯將來ノ米國ニ於ケル電力需給ノ關係上(即チ超電力調査ノ結果加奈陀ノ水力ヲ利用ス可シト謂フニ止マル。今其大體ノ計畫ヲ示セバ

イ、 ニューイングランド地方ニハ水力少ナキヲ以テ同地方及ビ一部ヲメトロポリタン地方ニ使用スルガ爲メ加奈陀ヨリ約一百万馬力ノ受電ヲ必要トス

ロ、 ナイヤガラ瀑布ノ加奈陀領ナル馬蹄瀧ヲ利用シテ三四百萬馬力ノ發電ヲ爲ス事ヲ得、是レトセントローレンス河ノ水力トヲニューヨーク地方ニ受電セントスルモノ

ハ、 加奈陀ノマニトバ地方ヨリイリノイス州地方ヘ相當量ノ受電ヲ爲スヲ得ル此北米合衆國ト加奈陀間ノ電力需給ニ關シテハ國際河川ナルセントローレンスノ開發問題ト關聯シテ頗ル困難ナル國際問題トナル可シ此ノ國際河川ノ開發ニ就テハ昨一九二三年十一月—十二月ニ開カレタル國際聯盟第二回交通總會ニテ議定セル一ノ協約書アリ第三問參照合衆國ハ此ノ國際聯盟ニ加入シ居ラザルヲ以テ此ノ協約書ニ依リ何等拘束セラル事ナキガ故ニ全然新ナル米加兩國間ノ協約ニ依ラザル可カラズ

米國太平洋岸ノ超電力調査報告書ニ依レバ一九三二年ニ至レバ加奈陀ヨリ一部ノ電力ノ供給ヲ受クルノ豫定アルガ如シ

三、國際法上本件ニ關スル何等カノ前例、規定若クハ慣習有之候哉

回 答

一九二三年十一月十五日ヨリ同年十二月九日迄瑞西國ゼネヴァ市ニテ開催セラレタル國際聯盟第二回交通總會ニ於テ協定セラレタル二種ノ協約アリ、即チ一ハ國際河川ノ水力開發ニ關スルモノ、他ハ電力通過協約ナリ、共ニ本件トハ關係ナキモノ、兩者共ニ重大ナル間接的影響ヲ及ボスモノト信ズ

四、國際法上ノ御見解

回 答

外務當局ノ意見ニ據レバ我國ニ於テ電力ノ國際的需給ハ何等國際法ト抵觸スル所ナシトノ事ナリ。尙ホ此點ニ就テハ專門家ノ意見ヲ徵スルノ要アルベシ

五、其他本件ニ關スル參考事項

回 答

倫敦ニ於ケル第一回世界動力會議ニ丁抹及諾威ヨリ提出セル報告書中ニハ電氣ノ國際的需給ニ關シ輸出入稅其他特別ノ負擔ヲ課スベキニ非ズト主張セリ。更ニ本件ニ就キ同會議ニ於テ種々討議セラレタル所アリシ由ナルモ其ノ内容ニ就テハ未ダ據ルベキモノヲ見ズ

“The Transaction of the First World Power Conference”ナル議事録ノ出版アル筈ニツキ同書ニ依レバ其詳細ヲ知り得ベキモ未ダ同書ハ我國ニ來リ居ラズ

朝鮮カ滿洲ヨリ電氣ヲ輸入スル場合ニ就テノ方策

朝鮮ニ於ケル發電水力ハ國際河川ヲ除キ國內河川ニ於テハ比較的僅少ナルガ如キモ平壤附近ニハ利用シ得ベキ無煙炭ノ存スル在リ適當ナル微粉炭裝置ニ是レヲ使用スレバ相當量ノ發電ハ可能ナルガ如シ。此問題ニ關シテハ現ニ工學博士加茂正雄氏が其ノ研究ノ爲メ外遊中ナルヲ以テ同博士歸朝ノ上其意見ヲ徵スレバ必ズ利スル所アル可シ、若シ此ノ無煙炭使用汽力發電ガ經濟的ニ運轉シ得ザルモノトスレバ、滿洲ヨリノ輸入電氣ノ無稅ハ當然ナルベキモ研究ノ結果ガ經濟的發電ヲ可能ナラシムルモノナラバ、夫ハ曩ニ記述セル伊太利ノ場合ト等シク、亦發電資源ハ獨逸ノ場合ト相似タルモノナルガ故ニ、是レニ適當ノ輸入稅ヲ課シ、一方更ニ發電事業ノ助長ニ關スル適宜ノ政策ヲ講ズルヲ以テ最モ好マシキモノナリト信ズ。尙ホ是レニ寄リテ電氣事業ノミナラズ更ニ鑛業ノ興隆ヲモ豫期シ得ベシ

(二) 萬國々名地名統一に關する提議

曆改正に關する調査委員橋本圭三郎氏より今次國際聯盟に於て曆法改正



統一の特別調査あるを機とし、萬國々名地名の統一に關し、我國より國際聯盟へ建議すべき旨を政府に提案しては如何との發議あり、曆改正調査委員會に於ては全會一致を以つて其の趣旨を贊したれば、一應専門家の意見を徴したるに至極機宜の措置なりとのことなりしを以つて、十三年三月五日理事會の承認を得て當局へ左の如く提議した。

萬國々名地名統一ニ關スル提議

萬國々名及地名ノ稱呼區々不統一ナルハ世界人類ノ生活能率ニ對スル重大ナル障害ナリ今次國際聯盟ニ於テ曆ノ改正統一ニ關シ特別調査ノ事アルヲ幸ヒ同時ニ本件ニ就テモ左記ノ實現センコトヲ希望スルカ故ニ之ヲ日本政府ノ名ニヨリテ國際聯盟ヘ提案セラレンコトヲ望ム

- 一、本件ノ統一ハ單ニ現在ノ國名及地名ヲ統一スルノミナラス其ノ過去ニ屬スルモノ即チ歴史的國名及地名ヲモ統一スヘキコト
- 一、右ニ所謂地名トハ廣義ノ解釋ニ從ヒ山岳河海等ノ名稱ヲモ包含スルコト
- 一、國名ハ其ノ所屬國ノ稱呼ニヨルテ原則トスルコト
- 一、本件ハ將來總テノ固有名詞ノ統一ニ到達スルカ爲ノ第一歩タラシムルコト

右本社團理事會ノ決議ヲ以テ茲ニ及建議候也

大正十四年三月五日

(三) 民事訴訟法第六編及競賣法改正に對する答申

大正十五年四月十三日附を以つて林司法次官より民事訴訟法第六編及競賣法の改正に着手したれば、意見あらば申出でよの通牒があり、依つて當局の腹案内示を求めた處、未だ内示すべき腹案決定致さずとの回答あり、依て六月十二日の理事會に於て調査委員會を設けて調査することとし、左記諸氏を委員に委嘱した。

- 橋本圭三郎
- 津村秀松
- 中松盛雄
- 植村俊平
- 増田義一

植村氏を委員長とし、委員會は長島書記官の出席を求めて諮問要旨を聴取したる後、廣く一般會員に對し現行差押、競賣法に對する改正意見を徴し、委員長の手許に於て起草したる答申意見書案を可決し、理事會の承認を得て七月三十一日司法次官宛回答に及んだ。答申全文左の如くである。

民事訴訟法第六編及競賣法改正案ニ對スル答申書

四月十三日附ヲ以テ御諮問ニ係ル民事訴訟法第六編及競賣法改正ニ關シ當俱樂部ニ於テハ調査委員會ヲ特設シ慎重審議ノ結果別紙ノ通り修正意見ヲ決定致シ候ニ付今般當俱樂部理事會ノ議ヲ經テ及答申候也

大正十五年七月三十一日

社団法人 日本工業俱樂部

理事長 團 琢 磨

司法次官 林 賴三郎 殿

民事訴訟法第六編及競賣法ニ對スル改正意見

一、競賣ノ場所及公示方法ニ關スル件  
現行法ニ於テハ動產ノ競賣ハ債務者ノ住居ニ於テ不動産ハ市町村役場ニ於テ行ハルモノニハ場所ノ關係上ニハ其公示方法ニ於テ遺憾ノ點多キカ爲メ競賣ノ本旨ヲ達成スルコト至難ナル現狀ニアリ仍テ豫定價格以上ノ動產ニ付テハ特定ノ競賣場ニ於テシ有價證券ノ如キニ在リテハ株式取引所内ニ於テ競賣セシムルコト、シ又不動産ノ競賣公告ハ之ヲ新聞紙上一定シタル見易キ場所ニ掲載スル方法ヲ講セ

ラレンコトヲ望ム

二、賃銀、給料等ニ對スル差押禁止額擴張ノ件

民事訴訟法第六百十八條第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於ケル職務上ノ收入、恩給其他ノ收入ハ其一箇年間ノ收入三百圓ヲ超ユルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得ル規定ナルモ、斯クテハ現時社會ノ實狀ニ適セサルヲ以テ禁止ノ限度ヲ相當額迄擴張セラレンコトヲ望ム

三、差押回避ノ取締ニ關スル件

從來家屋ノ差押等ノ場合ニ債務者カ之ヲ免レンカ爲メ或ハ門標ヲ貼リ替へ、或ハ他人ニ貸與スルカ如キ奸手段ニ依リ差押ヲ回避センコトヲ圖リ爲メニ往々債權者ヲシテ暴力手段ニ訴ヘシムルカ如キ惡弊ヲ生スルコトナシトセス故ニ斯ル差押回避ノ行爲ハ法令ヲ以テ嚴重ニ之ヲ取締ル方法ヲ講セラレンコトヲ望ム

四、執達吏ノ地位及監督ニ關スル件

現今ノ執達吏ハ動モスレハ其地位學識共ニ低ク從テ職務執行ニ當リテ正確迅速ヲ缺クノミナラス債務者トノ間ニ幾多ノ情弊ヲ生スルコトナキニアラス仍テ一方其地位ヲ向上セシムルト共ニ他面其監督ヲ嚴重ニスル方途ヲ講セラレンコトヲ望ム

五、國稅滯納處分ニ關スル件

第五十八章 諮問、照會、答申、提議一束

國稅滯納處分ニ依ル強制執行ト民事訴訟法第六編トノ間ニハ現行法上何等聯繫ナキヲ以テ特定不動産カ滯納處分ニ依リ差押ヘラレタルトキハ抵當權者ハ之ヲ競賣ニ附スルコトヲ得ス結局權利ノ執行ヲ不可能ナラシムルヲ以テ滯納處分ニ依ル差押中ノ不動産ニ對シ競賣ノ申立アリタル場合ハ國庫ノ優先徵收ヲ條件トシテ競賣ヲ開始シ得ル規定ヲ設ケラレンコトヲ望ム

六、船舶ノ強制執行ニ關スル件

船舶ニ對スル強制執行ニ付キ民事訴訟法第七百十九條ハ總テノ利害關係人ノ申立ニ因リ航行ヲ許ス旨ヲ規定スルモ總テノ利害關係人ノ同意ヲ得ルコトハ實際上困難ニシテ該規定ハ殆ント實效ナキヲ以テ債務者又ハ利害關係人ノ申立アル時ハ相當安全ナル保證又ハ供託ヲ爲サシメテ船舶ノ航行ヲ許シ若クハ其差押ヲ解除スルコトヲ得ル様改正セラレンコトヲ望ム  
又同條ハ船舶ノ航行許可又ハ差押解除ヲ單ニ商業上ノ利益ノ爲メ適當トスル場合ニ限レルヲ以テ其他ノ事由ヲ以テシテハ競賣ノ停止若クハ取消ヲ爲ス途ナク爲メニ船舶所有者若クハ利害關係人ハ船舶ノ競賣ニ依リ後日回復ス可カラサル損害ヲ蒙ル事アリ故ニ競賣法第三十九條中ニ民事訴訟法第五百五十條同第五百五十一條ヲ追加準用セラレンコトヲ望ム

七、優先辨濟ニ關スル件

先ニ差押ヲ爲シタル債權者ハ他ノ債權者ニ優先シテ差押財産ニ付辨濟ヲ受クルモノトスルハ一理無キニアラスト雖モ特定債權者ニ厚クシテ一般債權者ノ利害ヲ無視スルノ不公平ヲ招來スルノミナラス之カ爲ニ差押ノ前後ニ關シ紛争ヲ惹起シ債權者ハ濫リニ差押ヲ急キ一般取引ノ安全ヲ害スルニ至ル虞アリ故ニ現行法ノ共同擔保主義ヲ踏襲セラレンコトヲ望ム。

(四) 辯護士法改正に關する答申

昭和二年十月二十九日附を以つて司法次官小原直氏より、辯護士法改正に關し改正綱領を示し當俱樂部の意見を徴して來た。依つて十一月九日の理事會に附議の結果、調査委員を設け意見を決定することとし、左の諸氏を委員に委嘱した。

橋本圭三郎  
宮島清次郎

中松盛雄

松本丞治

増田義一

委員會は委員長に橋本氏を推し、逐條審議の上司法當局者に質議し、回答原案を作成し、十二月八日の理事會に於て右決定案に付協議の結果之を承認し、

理事長より司法次官に回答することゝなつた。其の意見書は次の通りである。

辯護士法改正ニ關スル答申書

十月二十九日司法省刑事局秘第二五七號ヲ以テ御諮問ニ係ル辯護士法改正調査委員會議議綱領ニ付テハ當俱樂部ニ於テ特ニ調査委員ヲ設ケ慎重審議仕リ候處別紙ノ通りノ意見ニ御座候間御了知被成下度此段答申候也

昭和二年十二月八日

社団法人日本工業俱樂部

理事長 工學博士 團 琢 磨

司法次官 小 原 直殿

辯護士法改正綱領ニ關スル意見

一、第一條及第二條ノ規定ニ依レハ辯護士ニ非サル者ハ他人間ノ紛議ニ付テハ事法律事項ニ關スル以上顧問鑑定、代理、仲裁、和解等ノ行爲ヲ業トシテ行フコトヲ得サルカ如キ宏汎ナル禁止的ノ解釋ヲ生スヘク、且之カ除外ハ公益ヲ目的トシテ無報酬ニテ之ヲ行フ場合ト雖辯護士タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ニ限定セラレタリ。然

ルニ現在商工業者ノ團體又ハ取引所ノ如キ經濟機關ニ於テハ團體員間又ハ之ニ關係アル者ノ商取引ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁ヲ爲スコトヲ其ノ事業又ハ職務ノ一ト爲スモノ渺カラス之等ハ商工會議所ノ如ク法律中ニ特ニ其ノ權限ヲ附與セラレタルモノ以外ハ直ニ本法ノ禁止條項ニ抵觸スルカ如キ疑ヲ生スヘク、斯ノ如キハ商工業者ノ團體ノ健全ナル發達ト其ノ活動トヲ阻害スル結果ヲ惹起スル懸念ナシトセス。猶商事會社等ノ委託ヲ受ケ常時租税ニ關シ顧問又ハ鑑定ヲ爲ス者カ行政訴訟トナルヘキ事項ニ付鑑定ヲ爲ス場合辨理士ノ如キ特殊ノ法律關係ヲ取扱フ者カ其ノ法律關係ニ付紛議ヲ生シタル際鑑定又ハ代理行爲等ヲ爲ス場合ノ如キモ亦違法ナリトノ解釋ヲ生スル懼ナシトセス。之等ノ實情ニ留意シ斯ノ如キ疑義ノ生セサル様本條ノ規定ニ適當ノ修正ヲ加ヘラレムコトヲ希望ス。

二、第九條第四號ニ修正ヲ加ヘ計理士法ニ依リ業務ノ禁止アリタル者ニシテ禁止後二年ヲ經過セサル者ヲモ辯護士資格ノ缺格事項トセラレ度シ。

參 照 條 文

第一條 辯護士ハ官廳ノ選任又ハ當事者ノ委任ニ因リ訴訟ニ關スル行爲及一般ノ法律事務ヲ行フコトヲ職トス

第二條 辯護士ニ非サル者ハ他人間ノ訴訟事件、非訟事件其ノ他ノ紛議ニ關シ顧問、鑑定、代  
第五十八章 諮問、照會、答申、提議一東

理、仲裁、和解其ノ他辯護士ノ職務ニ屬スル事項ヲ行フコトヲ業トスルコトヲ得ス但シ辯護士タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者カ公益ノ爲報酬ヲ得スシテ之ヲ行フ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 左ニ掲クル者ハ辯護士タルコトヲ得ス  
四、懲戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ辯護士法、公證人法若ハ辨理士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官、免職又ハ除名後二年ヲ經セサルモノ

(五) 俸給被備者雇備制限約款意見

國際労働局より同局東京支局を経て我國に於ける雇備制限約款に關し昭和四年二月十八日付を以つて左記の照會に接した。

拜啓去ル十月二十二、二十三ノ兩日國際労働局ニ於テ開催サレタ智的労働者諮問委員會ノ會合テハ

俸給被備者雇備契約中ノ雇備自由制限約款(雇備制限約款)ヲ議題トシ、主要諸國ノ法律上及ビ實際上ノ状態ヲ研究ノ上、次ノ決議ヲ採擇致シマシタ。

「智的労働者諮問委員會ノ意見トシテハ、俸給被備者ガ雇備契約ノ期間満了後、獨立シテ又ハ他ト共同シテ同業ヲ經營スルコト、或ハ同業ノ他ノ雇備主ノ下ニ勤務スルコトヲ禁止スル雇備契約中ノ約款ハ、製造工程ノ暴露ニヨリ、マタ勤務中ニ得タ特殊知識ノ利用ニヨル競争ニヨリ雇備主ガ蒙ルベキ侵害ヲ防衛シテソノ正當ノ利益ヲ保護スル爲メニ必要ナル程

度ニ限定セラレタル場合ニ限り之ヲ有效トスル。」

「智的労働者諮問委員會ハ國際労働局ニ對シ同局ガ上掲ノ主義ニ就イテ關係諸方面ノ意見ヲ確メルタメニ聯絡ヲトルコトヲ要求スル。」

「智的労働者諮問委員會ハ國際労働局理事會ニ對シ、同理事會ガ、最良ノ解決方法ヲ見出スタメ、適當ノ機會ニ於テ、再雇備ノ自由制限約款ノ問題ヲ考慮スルヤウ要求スルコトヲ決議スル。」

此ノ決議中ノ希望ニ從ツテ、國際労働局ハ關係諸團體ノ代表者ニ意見ヲ徵シヤウトシテキルノデアリマス。

ソレ故、雇備制限約款ノ有效性ニ就イテノ上掲ノ主義ニ關シ、貴團體ノ御意見ヲ御示シ下サラバ幸ト存シマス。

更ニ、智的労働者諮問委員會ハ別ノ決議テ、次ノ特殊問題ニ就イテ、文書ニ基イテ法律的研究ヲスル様ニ國際労働局ニ指令シテ居リマス。

即チ

競争シナイト云フ義務ノ履行ヲ保證スル契約中ノ罰則ニ當面シタトキ裁判官ハドウシタライ、カ？ 契約ノ規定スル賠償總額ガ上述ノ義務不履行ニヨツテ惹起サレタ損害ヲ償フテ餘リアルトキト明瞭ナトキト雖モ、ナホ裁判官ハ明文ノマ、罰則ヲ適用スベキデアるか？ 或ハ是ニ反シ、裁判官ハ衡平ナ範圍テノミ罰則ヲ考慮ニ入レ、賠償額ヲ損害ニ均衡サセラルコトヲ得ルカ？

此ノ特殊ノ問題ニツキ何等カノ情報ヲ御與ヘ下サルコトガ出來マスナラバ仕合セテアリマス。

本信ニ對スル御返事ハ、智的勞働者諮問委員會ノ次回ノ會合ハ今年上半期中ニ催サレレコトニナツテキマスカラ、(來ル二月末)マデニ戴ケレバ結構ニ存ジマス。敬具

依テ會員關係會社に其の寫を郵送し、本件に關する實例並に意見の回示を求めたる後、五月四日開催の理事會及勞働問題調査委員會の聯合會議に於テ審議の結果、左記諸氏を小委員に擧げ精査を試むることに決した。

委員

白石 元治郎 一色 希兒 岩原 謙三 笹村 吉郎  
田原 豐 藤岡 淨吉

臨時委員

荻野 元太郎 鹽原 又策 田村 八二 二神 駿吉  
馬越 幸次郎 山口 喜三郎

小委員會は五月十三日及二十二日に開會し審議の結果回答案を決すると共に、本件は商工業に於ける不正競争防止方法中重要なる一項目なるを以つて之に關し更に調査を進め具體的の方策を作成せられ度旨の希望決議を可

決し、五月二十七日開催の理事會及勞働問題調査委員會の聯合會に於て小委員會作成の回答案を可決し、直に國際勞働局東京支局に回答した。回答全文は左の如くである。

雇傭制限約款ニ關スル回答書

俸給被傭者ガ雇傭契約ノ終了後獨立シテ又ハ他ト共同シテ同業ヲ經營スルコト或ハ同業ノ他ノ雇傭主ノ下ニ勤務スルコトヲ禁止スル雇傭約款ニ關シテハ本邦現行法制中特別ノ立法ナク唯商法ニ支配人、合名會社ノ社員、合資會社ノ無限責任社員、株式會社ノ取締役等ニ對シ自己又ハ第三者ノ爲ニ雇傭主又ハ會社ト同業ヲ營ムヲ制限スルノ規定アルニ過ギズ而シテ本邦商工業界ノ慣習ニ就テ見ルモ入社ノ際差入レシムル契約書ノ類從業者ノ服務規定等ヲ以テ從業者ノ辭職後ト雖雇傭主ノ同意ナクシテ自己又ハ第三者ノ爲ニ同業ニ從事スルコトヲ得ザル趣旨ヲ約セシムルモノ尠シトセザルモ實際ノ問題トシテハ違約ニ際シ適確ナル制裁ヲ加フルコト困難ニシテ從テ一般モ亦此ノ約款ヲ重視セザル傾向アリ

然シナガラ商機若ハ製造工程ニ關スル秘密ノ漏洩又ハ熟練セル技術員ノ爭奪等ノ爲商工業者ガ不測ノ損害ヲ蒙ル事例既ニ尠カラズ將來不正競争ヲ防遏シ商工業ノ發

達ヲ圖ル爲ニハ單ニ特許權、實用新案權、商標權等所謂工業所有權ノ保證ノミヲ以テシテハ足レリトセズ更ニ營業上ノ機密ヲ保證スルノ必要益大ナルモノアリ然リト雖他方被傭者ノ人格ヲ尊重シ自由ヲ保證スル上ニ於テ不必要ニ苛酷ナル制限ヲ附スベキモノニ非ズト認メラレ其ノ約款ノ許容セラルベキ條件等ニ付テハ慎重研究ヲ要スルモノアリト思料スルモ國際勞働局智的勞働者諮問委員會ノ「俸給被傭者ガ雇傭契約ノ期間滿了後、獨立シテ又ハ他ト共同シテ同業ヲ經營スルコト或ハ同業ノ他ノ雇傭主ノ下ニ勤務スルコトヲ禁止スル雇傭契約中ノ約款ハ製造工程ノ暴露ニヨリ、又勤務中ニ得タル特殊知識ノ利用ニヨル競争ニヨリ雇傭主ガ蒙ルベキ侵害ヲ防衛シテ其正當ノ利益ヲ保護スル爲メニ必要ナル程度ニ限定セラレタル場合ニ限り之ヲ有效トストノ決議ハ各國ノ尊重スベキ根本原則タルベキ極メテ妥當ナル決議ト認メ贊意ヲ表スルモノナリ

次ニ被傭者ノ義務違反ノ場合ニ於ケル賠償約款ノ適用ニ付裁判官ノ執ルベキ處置ニ關シテハ本邦ニ於テハ本約款ニ關スル特別立法ヲ缺キ民法ニ依リ裁判所ハ損害賠償ノ豫定額ヲ増減スルコトヲ得ザルヲ以テ契約ノ趣旨ヲ強行スル外ナカルベシト雖理論トシテハ裁判官ハ衡平ナル立場ヨリシテ賠償額ヲ可及的損害額ニ均衡セシムルコト合理的ナルベシ

猶本件質問事項ノ範圍外ニ屬スルモ雇傭制限約款ノ違反ニ付テハ新傭主又ハ共同者ニ不正競争ノ意思ノ存スル場合尠カラザルヲ以テ賠償ノ責任ヲ惡意アル傭主又ハ共同者ニ及ボスノ適否限度ニ付テモ更ニ研究ノ必要アリト認ム

尙ほ小委員會に於て、希望決議ありたる調査續行の件に關しては五月廿七日左の諸氏を小委員に擧げて、重役の就業制限問題と併せ調査することに決した。

委員

- |       |        |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
| 白石元治郎 | 一色 庸 兒 | 笹村吉郎   | 鈴木忠治   |
| 田原 豊  | 藤岡淨吉   | 和田嘉衛   |        |
| 臨時委員  |        |        |        |
| 荻野元太郎 | 玉木 懿 夫 | 二神 駿 吉 | 長岡 徳 治 |
| 馬越幸次郎 | 山口喜三郎  |        |        |

右小委員會は六月廿六日開催し、今後の調査方針に關し意見の交換を行ひ、本問題に關しては目下會員關係會社に實例及意見照會中なれば之が到着を待ち、尙ほ内外各方面の資料を蒐集の上更に小委員會を開會し審議續行する

ことゝなつたが、竟に調査の成案を見るに至らなかつた。

昭和十八年十二月二十五日印刷  
昭和十八年十二月二十五日發行

(上卷)

非賣品

東京都麹町區丸ノ内一丁目二番地  
社團法人 日本工業俱樂部

編輯兼  
發行者

中 村 元 督

東京都小石川區久堅町百八番地

印刷者

大 橋 芳 雄

(東東二〇四)

東京都小石川區久堅町百八番地

印刷所

共同印刷株式會社





506  
N771  
(1)



終